

第2章 指定基準の概要

○ 基準条例の制定

従前、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、厚生省令及び厚生労働省令により全国一律の基準等が定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」が改正され、各地方自治体において、当該基準等を条例で定めることとなり、道では、次のとおり当該基準等を定める条例を制定しました。

道内に所在する指定居宅サービス事業者等は、次の条例に定められた基準等に従った事業運営を行わなければなりません。

- ・ 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）
- ・ 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）

* 道の独自基準について

道の独自基準として、「事故発生の防止及び発生時の対応（事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときの速やかな道への報告義務）」及び「非常災害対策（非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとする義務）」について定めています。詳しくは高齢者保健福祉課のホームページをご覧ください。

(URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/shitei/hijousaigaitaisakukeikakusakutei.html>)

- ・ 指定基準の概要はP13～P47の指定基準一覧表を参照するほか、関係法令等を入手の上、内容を把握してください。

関係法令等は、北海道のホームページ及び厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) 等において閲覧・入手することができます。

- ・ 指定を受けた後、指導監査により、指定申請に虚偽の内容があったことや、関係法令の規定事項を遵守した適正な事業運営がなされていないことなどが判明した場合には、事業所に対する改善勧告や指定取消等の処分が行われることがあります。

また、指定後に基準を満たさなくなった際には、介護報酬の減算が必要となる場合もありますので、十分留意してください。

- ・ なお、入所系や通所系の指定申請に際しては、非常災害対策計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準じる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定することを道の基準条例で義務づけています。
- ・ 昨今の自然災害の被害増大を踏まえ、利用者と従業員保護のため、平成30年1月以降指定申請するこれらサービス事業者は、申請書類に非常災害対策計画の添付が必要ですので、ご承知おき願います。（詳しくは、次ページ記載の高齢者保健福祉課ホームページを参照願います）

非常災害対策は万全ですか？

自力避難困難な方が多く利用されている施設・事業所（（非常災害対策計画が義務付けされていない訪問系・相談系は除く）、以下「施設等」という。）においては、利用者の安全を確保するために、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む非常災害対策計画の策定と定期的な避難等訓練の実施が必要です。

道では、平成30年1月1日以降提出する事業開始申請書類等（認可・届出を含む）に非常災害対策計画を添付し、各所管の総合振興局（振興局）に提出していただくことにしましたので、ご協力をお願いします。

1 新規に事業を開始する前に施設等の立地場所を確認しましょう

新規に事業を開始する前に、施設等の立地場所が、土砂災害、地震災害、津波災害、火山災害、風水害等の自然災害や原子力災害が予想される区域に該当しないか、避難場所、避難経路等について、各市町村が作成しているハザードマップ（防災マップ）等で確認してください。

参考としていただきたい指標の例

- ・各市町村作成のハザードマップ（防災マップ）
- ・全国の地方公共団体のハザードマップ（リンク集）
- ・施設等の立地場所に係る災害時の危険区域等
- ・水害関係に係る国土交通省のホームページ
- ・土砂災害関係に係る国土交通省のホームページ
- ・津波災害関係に係る国土交通省のホームページ

2 指定申請時等（認可・届出を含む）に非常災害対策計画を策定しなければなりません！

新規事業者は、非常災害対策計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準じる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定することが、道の各種条例で義務づけられています。

事業者は施設等の立地場所を踏まえ、下記の手引を参考に、指定申請時等までに必ず計画を策定し、指定申請書（許可申請・届出含む）に添付の上、各所管の総合振興局（振興局）に提出してください。

※非常災害計画策定に当たって参考にしてください。

○北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページ

【URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/shitei/hijousaigaitaisakukeikakusakutei.html>】

**災害はいつやってくるか、わかりません。
速やかに、非常災害対策計画を策定しましょう！**



新規指定申請時に非常災害対策計画を添付しなければならない
対象施設・事業所一覧

種別	区分		施設・事業所の詳細種別	非常災害計画策定根拠	
	番号			基準省令	基準条例
高齢者施設	入所系	介護保険法	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	○	○
			介護老人保健施設	○	○
			介護療養型医療施設	○	○
			介護医療院	○	○
			短期入所生活介護	○	○
			短期入所療養介護（通常）	○	○
			特定施設入居者生活介護	○	○
	通所系	介護保険法	通所介護	○	○
			通所リハビリテーション（通常）	○	○

※訪問系・相談系は除く。

(参考)

事業者指定及び介護報酬等に関する主な国の関係法令等

関係法令等の入手方法

- ホームページ
 - ▼独立行政法人福祉医療機構 <http://www.wam.go.jp>
 - ▼厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>
- 官報販売
 - ▼札幌政府刊行物サービス・センター
札幌市北区北8条西2丁目1の1（札幌第1合同庁舎）
電話：011-709-2401
 - ▼北海道官報販売所
札幌市中央区大通西11丁目4の23（大通パークビル1F）
電話：011-231-0975
- その他一般に出版の介護保険制度に関する解説書等に掲載されています。

【基本法】

- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

【事業者関係】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに関する基準について（平成11年老企第25号）
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第35号、平成27年厚生労働省令第4号）
- 指定訪問介護事業所の事業運営の取扱い等について（平成12年老振第76号）
- 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号）
- 居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）
- 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年老振第75号・老健第122号）
- 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について（平成12年老振第25号・老健第94号）
- 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年老企第29号）
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第43号）
- 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第44号）
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年老発第214号）

【保険給付・介護報酬関係】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）
- 厚生労働大臣が定める者等（平成12年厚生省告示第23号）
- 厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第24号）
- 厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）
- 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の基準並びに通所介護費等の算定方法の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第28号）
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）
- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理及び単位数（平成12年厚生省告示第30号）
- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準（平成12年厚生省告示第31号）
- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別食及び特別な薬剤（平成12年厚生省告示第32号）
- 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第53号）
- 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）
- 居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）
- 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額（平成12年厚生省告示第34号）
- 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額（平成12年厚生省告示第35号）
- 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年老企第34号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
- 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて（平成12年老企第39号）
- 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年老計第10号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年老企第41号）
- 特定診療費の算定に関する留意事項について（平成12年老企第58号）
- 医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について（平成18年老老発第0428001号、保医発第0428001号、保医発第0630001号）
- 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成12年老企第59号）
- 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年老老発第31号）
- 平成21年4月介護報酬改定にかかる請求書・請求明細書の記載例について（平成21.3事務連絡）

※ ●は指定申請に当たって特に重要と判断される法令等です。事業運営に当たって、上記に記載のない関係法令についても遵守してください。

1 訪問介護

サービス種別	訪問介護		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等 介護福祉士又は法第8条第2項に規定する厚生労働省令で定める者 ① 介護職員初任者研修修了者 ② 介護職員基礎研修修了者 ③ 訪問介護員養成研修(1~2級課程)修了者 ④ 看護師及び准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 5名以上 (常勤換算方法) < 40人につき一人 > ①常勤の訪問介護員等のうち、利用者数(前3月の平均値(新規指定の場合は推定数))が、40人又はその端数を増す毎に1人以上。 ②利用者の数が40人を超える事業所は常勤換算とすることができる。
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等のうち次のいずれかの者 ① 介護福祉士 ② 社会福祉士法及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する者(実務者研修修了者) ③ 介護職員基礎研修修了者 ④ 訪問介護員養成研修1級課程修了者 ⑤ 看護師及び准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数 41~200人 常勤換算しない場合に必要となるサービス提供責任者の数から1を減じた数以上 利用者数 200人~ 常勤換算しない場合に必要となるサービス提供責任者の数×2/3以上(少数第一位に切り上げ) 配置は解釈通知別表1「常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数」のとおりに < 50人につき一人 > 以下の要件を満たす場合には、利用者50人につき1人 ①常勤のサービス提供責任者を3人以上配置 ②サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合 配置は解釈通知別表1「常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数(居宅基準「第5条第5項の規定の適用を受ける指定訪問介護事業所の場合」)のとおりに 	
管理者		<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 管理上支障がない場合当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事可 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 必要な広さの専用区画 必要な設備及び備品等 		
運営基準	内容	道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要介護認定の申請に係る援助 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅(介護予防)サービス計画等の変更の援助 身分を証する書類の携行 サービスの提供の記録 利用料等の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 指定訪問介護の基本取扱方針 指定訪問介護の具体的取扱方針 訪問介護計画の作成 同居家族に対するサービス提供の禁止 利用者に関する市町村への通知 緊急時等の対応 管理者及びサービス提供責任者の責務 運営規程 介護等の総合的な提供 勤務体制の確保等 衛生管理等 掲示 秘密保持等 広告 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止 苦情処理 地域との連携 事故発生時の対応 会計の区分 記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 — 第14条 第15条 第16条 — 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条 第40条 第41条 第42条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 — 第13条 第14条 第15条 — 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第29条の2 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第36条の2 第37条 第38条 第39条
			<p>※ 共生型訪問介護</p> <p>平成30年4月の介護保険制度改正により、障がい者福祉制度(障害者総合支援法等)に基づく指定を受けている事業所が、一定の基準を満たした場合、介護保険法に基づく指定を受けることにより、介護保険の事業(共生型サービス)を行うことが可能になりました。</p> <p>指定申請の際に必要なとされる従業員の員数は、共生型訪問介護を受ける利用者の数と、既に指定を受けている指定居宅介護事業所等の利用者の数の合計が、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であることです。</p> <p>必要とされる従業員の員数は、既に指定を受けているサービス毎に異なりますので、時間的な余裕を持って所管総合振興局(振興局)へ事前に相談してください。</p>

2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービス種別	訪問入浴介護				介護予防訪問入浴介護	
申請者要件	法人				同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数等		職種・資格、員数等	
	従業者	・看護師又は准看護師	・1名以上	常勤1名以上	・1名以上	常勤1名以上
		・介護職員	・2名以上		・1名以上	
管理者	・常勤専従1名 (管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事可)		訪問入浴介護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準	・必要な広さの専用区画 ・必要な浴槽等の設備及び備品等					
運営基準	内 容		道条例	国省令	道条例	国省令
	・内容及び手続の説明及び同意		第9条(準用)	第8条(準用)	第9条(準用)	第8条(準用)
	・提供拒否の禁止		第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)
	・サービス提供困難時の対応		第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)
	・受給資格等の確認		第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)
	・要介護認定の申請に係る援助		第13条(準用)	第12条(準用)	—	—
	・要支援認定の申請に係る援助		—	—	第13条(準用)	第12条(準用)
	・心身状況等の把握		第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)
	・居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携		第15条(準用)	第14条(準用)	第15条(準用)	第14条(準用)
	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		第16条(準用)	第15条(準用)	—	—
	・介護予防サービス費の支給を受けるための援助		—	—	第16条(準用)	第15条(準用)
	・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供		第17条(準用)	第16条(準用)	第17条(準用)	第16条(準用)
	・居宅(介護予防)サービス計画等の変更の援助		第18条(準用)	第17条(準用)	第18条(準用)	第17条(準用)
	・身分を証する書類の携行		第19条(準用)	第18条(準用)	第19条(準用)	第18条(準用)
	・サービスの提供の記録		第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)
	・利用料等の受領		第52条	第48条	第52条	第50条
	・保険給付の請求のための証明書の交付		第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)
	・指定訪問入浴介護の基本取扱方針		第53条	第49条	—	—
	・指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針		—	—	第58条	第56条
	・指定訪問入浴介護の具体的取扱方針		第54条	第50条	—	—
	・指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針		—	—	第59条	第57条
	・利用者に関する市町村への通知		第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)
	・緊急時等の対応		第55条	第51条	第53条	第51条
	・管理者の責務		第56条	第52条	第54条	第52条
	・運営規程		第57条	第53条	第55条	第53条
	・勤務体制の確保等		第32条(準用)	第30条(準用)	第29条(準用)	第28条(準用)
	・衛生管理等		第33条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)	第29条(準用)
	・掲示		第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)
	・秘密保持等		第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
	・広告		第36条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)
・居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止		第37条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)	
・苦情処理		第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)	
・事故発生時の対応		第39条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)	
・会計の区分		第40条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)	
・記録の整備		第58条	第53条の2	第56条	第54条	

3-1 訪問看護・介護予防訪問看護（訪問看護ステーション）

サービス種別	訪問看護			介護予防訪問看護	
申請者要件	法人・病院又は診療所の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数等	職種・資格、員数等	
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師又は准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 2.5名以上（常勤換算方法） 常勤1名以上 <small>※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は複合型サービス事業所が、訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ両事業が一体的に運営されている場合には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は複合型サービス事業所に必要な看護師等を配置していることをもって配置基準を満たしているものとみなす。</small>		
		<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 	<ul style="list-style-type: none"> 実情に応じた適当数 		
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 保健師又は看護師 （やむを得ない場合はこの限りではない。） 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 （管理上支障がない場合、当該事業所その他職務、又は同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事可） 必要な知識及び技能を有する者 		
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 必要な広さの専用事務室（同一敷地内の他の事業所等と兼用する場合は必要な広さの専用区画） 必要な設備及び備品等 				
運営基準	内容				
		道条例	国省令	道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要介護認定の申請に係る援助 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 居宅介護（予防介護）支援事業者等との連携 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅（介護予防）サービス計画等の変更の援助 身分を証する書類の携行 サービスの提供の記録 利用料等の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 指定訪問看護の基本取扱方針 指定介護予防訪問看護の基本取扱方針 指定訪問看護の具体的取扱方針 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針 主治の医師との関係 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 同居家族に対する訪問看護の禁止 同居家族に対するサービス提供の禁止 利用者に関する市町村への通知 緊急時等の対応 管理者の責務 運営規程 勤務体制の確保等 衛生管理等 掲示 秘密保持等 広告 居宅介護（介護予防）支援事業者に対する利益供与の禁止 苦情処理 事故発生時の対応 会計の区分 記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第68条 第12条（準用） 第13条（準用） 第14条（準用） 第69条 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第70条 第22条（準用） 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第27条（準用） 第76条 第56条（準用） 第77条 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第41条（準用） 第78条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第63条 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第64条 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第66条 第21条（準用） 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第26条（準用） 第72条 第52条（準用） 第73条 第30条（準用） 第31条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第73条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第68条 第12条（準用） 第13条（準用） 第14条（準用） 第69条 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第70条 第22条（準用） 第76条 第77条 第78条 第71条 第24条（準用） 第72条 第54条（準用） 第73条 第29条（準用） 第30条（準用） 第31条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第74条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第66条 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第14条（準用） 第67条 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第69条 第21条（準用） 第75条 第76条 第77条 第70条 第23条（準用） 第71条 第52条（準用） 第72条 第28条（準用） 第29条（準用） 第30条（準用） 第31条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第73条

3-2 訪問看護・介護予防訪問看護（病院又は診療所である指定訪問看護事業所）

サービス種別	訪問看護			介護予防訪問看護	
申請者要件	病院又は診療所の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数等	職種・資格、員数等	
	従業者	・保健師、看護師又は准看護師	・適当数	訪問看護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているともみなすことができる。	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 必要な広さの専用区画 必要な設備及び備品等 				
運営基準	内容			道条例	国省令
				道条例	国省令
	・内容及び手続の説明及び同意			第9条(準用)	第8条(準用)
	・提供拒否の禁止			第10条(準用)	第9条(準用)
	・サービス提供困難時の対応			第68条	第63条
	・受給資格等の確認			第12条(準用)	第11条(準用)
	・要介護認定の申請に係る援助			第13条(準用)	第12条(準用)
	・要支援認定の申請に係る援助			-	-
	・心身の状況等の把握			第14条(準用)	第13条(準用)
	・居宅介護（予防介護）支援事業者等との連携			第69条	第64条
	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助			第16条(準用)	第15条(準用)
	・介護予防サービス費の支給を受けるための援助			-	-
	・居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供			第17条(準用)	第16条(準用)
	・居宅（介護予防）サービス計画等の変更の援助			第18条(準用)	第17条(準用)
	・身分を証する書類の携行			第19条(準用)	第18条(準用)
	・サービスの提供の記録			第20条(準用)	第19条(準用)
	・利用料等の受領			第70条	第66条
	・保険給付の請求のための証明書の交付			第22条(準用)	第21条(準用)
	・指定訪問看護の基本取扱方針			第71条	第67条
	・指定介護予防訪問看護の基本取扱方針			-	-
	・指定訪問看護の具体的取扱方針			第72条	第68条
	・指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針			-	-
	・主治の医師との関係			第73条	第69条
	・訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成			第74条	第70条
	・同居家族に対する訪問看護の禁止			第75条	第71条
	・同居家族に対するサービス提供の禁止			-	-
	・利用者に関する市町村への通知			第27条(準用)	第26条(準用)
	・緊急時等の対応			第76条	第72条
	・管理者の責務			第56条(準用)	第52条(準用)
	・運営規程			第77条	第73条
	・勤務体制の確保等			第32条(準用)	第30条(準用)
	・衛生管理等			第33条(準用)	第31条(準用)
	・掲示			第34条(準用)	第32条(準用)
	・秘密保持等			第35条(準用)	第33条(準用)
	・広告			第36条(準用)	第34条(準用)
	・居宅介護（介護予防）支援事業者に対する利益供与の禁止			第37条(準用)	第35条(準用)
	・苦情処理			第38条(準用)	第36条(準用)
	・事故発生時の対応			第40条(準用)	第37条(準用)
	・会計の区分			第41条(準用)	第38条(準用)
	・記録の整備			第78条	第73条の2

4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービス種別	訪問リハビリテーション			介護予防訪問リハビリテーション		
申請者要件	病院・診療所、老人保健施設又は介護医療院の開設者			同左		
人員基準	区分	職種・資格	員数等	職種・資格、員数等		
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤で1以上 ・ 1以上 	訪問リハビリテーションの事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすことができる。		
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 ・ 必要な広さの専用区画 ・ 必要な設備及び備品等 					
運営基準	内容		道条例	国省令	道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容及び手続の説明及び同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 受給資格等の確認 ・ 要介護認定の申請に係る援助 ・ 要支援認定の申請に係る援助 ・ 心身の状況等の把握 ・ 居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携 ・ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・ 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供 ・ 居宅（介護予防）サービス計画等の変更の援助 ・ 身分を証する書類の携行 ・ サービスの提供の記録 ・ 利用料等の受領 ・ 保険給付の請求のための証明書の交付 ・ 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針 ・ 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本的取扱方針 ・ 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 ・ 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 ・ 訪問リハビリテーション計画の作成 ・ 利用者に関する市町村への通知 ・ 管理者の責務 ・ 運営規程 ・ 勤務体制の確保等 ・ 衛生管理等 ・ 掲示 ・ 秘密保持等 ・ 居宅介護（介護予防）支援事業者に対する利益供与の禁止 ・ 苦情処理 ・ 事故発生時の対応 ・ 会計の区分 ・ 記録の整備 		<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） — 第14条（準用） 第69条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第83条 第22条（準用） 第84条 — 第85条 — 第86条 第27条（準用） 第56条（準用） 第87条 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第40条（準用） 第41条（準用） 第88条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） — 第13条（準用） 第64条（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第78条 第21条（準用） 第79条 — 第80条 — 第81条 第26条（準用） 第52条（準用） 第82条 第30条（準用） 第31条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第82条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第11条（準用） — 第14条（準用） 第69条（準用） — 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第20条（準用） 第82条 第22条（準用） — 第86条 — 第87条 — 第24条（準用） 第54条（準用） 第83条 第29条（準用） 第30条（準用） 第32条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第84条 	

5-1 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所）

サービス種別	居宅療養管理指導		介護予防居宅療養管理指導			
申請者要件	病院又は診療所の開設者		同左			
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等		
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師又は歯科医師 ・ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名以上 ・ 内容に応じた適当数 	居宅療養管理指導の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているとみなすことができる。		
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院又は診療所 ・ 必要な広さ ・ 必要な設備及び備品等 					
運営基準	内容		道条例	国省令	道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容及び手続の説明及び同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 受給資格等の確認 ・ 要介護認定の申請に係る援助 ・ 要支援認定の申請に係る援助 ・ 心身の状況等の把握 ・ 居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携 ・ 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供 ・ 身分を証する書類の携行 ・ サービスの提供の記録 ・ 利用料等の受領 ・ 保険給付の請求のための証明書の交付 ・ 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 ・ 指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針 ・ 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 ・ 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針 ・ 利用者に関する市町村への通知 ・ 管理者の責務 ・ 運営規程 ・ 勤務体制の確保等 ・ 衛生管理等 ・ 掲示 ・ 秘密保持等 ・ 居宅介護（介護予防）支援事業者に対する利益供与の禁止 ・ 苦情処理 ・ 事故発生時の対応 ・ 会計の区分 ・ 記録の整備 		<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） — 第14条（準用） 第69条（準用） 第17条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第93条 第22条（準用） 第94条 — 第95条 — 第27条（準用） 第56条（準用） 第96条 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第40条（準用） 第41条（準用） 第97条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） — 第13条（準用） 第13条（準用） 第64条（準用） 第16条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第87条 第21条（準用） 第88条 — 第89条 — 第26条（準用） 第52条（準用） 第90条 第30条（準用） 第31条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第90条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） — 第13条（準用） 第14条（準用） 第69条（準用） 第17条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第91条 第22条（準用） — 第95条 第96条 第24条（準用） 第54条（準用） 第92条 第29条（準用） 第30条（準用） 第31条（準用） 第32条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第93条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） — 第12条（準用） 第13条（準用） 第67条（準用） 第16条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第90条 第21条（準用） 第94条 — 第95条 第23条（準用） 第52条（準用） 第91条 第28条（準用） 第29条（準用） 第30条（準用） 第31条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第92条

5-2 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（薬局である指定居宅療養管理指導事業所）

サービス種別	居宅療養管理指導			介護予防居宅療養管理指導		
申請者要件	薬局の開設者			同左		
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等		
	従業者	・薬剤師	・1名以上	居宅療養管理指導の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすことができる。		
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局 ・必要な広さ ・必要な設備及び備品等 					
運営基準	内容		道条例	国省令	道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携 ・居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供 ・身分を証する書類の携行 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 ・指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針 ・指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 ・指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・居宅介護（介護予防）支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 		<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） — 第14条（準用） 第69条（準用） 第17条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第93条 第22条（準用） 第94条 — 第95条 — 第27条（準用） 第56条（準用） 第96条 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第40条（準用） 第41条（準用） 第97条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） — 第13条（準用） 第13条（準用） 第64条（準用） 第16条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第87条 第21条（準用） 第88条 — 第89条 — 第26条（準用） 第52条（準用） 第90条 第30条（準用） 第31条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第90条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） — 第13条（準用） 第14条（準用） 第69条（準用） 第17条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第91条 第22条（準用） — 第95条 — 第96条 第24条（準用） 第54条（準用） 第92条 第29条（準用） 第30条（準用） 第31条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第93条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） — 第12条（準用） 第13条（準用） 第67条（準用） 第16条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第90条 第21条（準用） — 第94条 — 第95条 第23条（準用） 第52条（準用） 第91条 第28条（準用） 第29条（準用） 第30条（準用） 第31条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第92条

6 通所介護（利用定員19人以上）

サービス種類	通所介護		
申請者要件	法人であって、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターを開設する者		
人員基準	区分	職種・資格	員数等
	従業者	・生活相談員	・提供時間数を通じて専従1名以上
		・介護職員	・単位ごとに提供時間数に応じて専従1名以上 ・利用者数が15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に1を加えた数以上 ・単位ごとに常時1人以上
		・看護師又は准看護師	・単位ごとに専従1名以上
管理者	・機能訓練指導員	・1名以上 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者 （はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）	
		・常勤専従1名 （管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は、同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事可）	
設備基準	・食堂及び機能訓練室	・合計面積が、利用定員×3㎡以上 ・食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が同一の場所でも可能	
	・相談室	・遮へい物の設置等	
	・事務室、静養室		
	・消火設備その他非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等		
	・上記設備は当該事業所専用とすること（サービスの提供に支障がない場合は兼用可能）		
運営基準	内容	道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定通所介護の基本取扱方針 ・指定通所介護の具体的取扱方針 ・通所介護計画の作成 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・広告 ・居宅介護（介護予防）支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 ・安全管理体制等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） — 第14条（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第20条（準用） 第103条 第22条（準用） 第104条 第105条 第106条 第27条（準用） 第28条（準用） 第56条（準用） 第107条 第108条 第109条 第110条 第111条 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第40条（準用） 第41条（準用） 第112条 — 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） — 第13条（準用） 第14条（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第19条（準用） 第96条 第21条（準用） 第97条 第98条 第99条 第26条（準用） 第27条（準用） 第52条（準用） 第100条 第101条 第102条 第103条 第104条 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第104条の2
	<p>※ 共生型通所介護</p> <p>平成30年4月の介護保険制度改正により、障がい者福祉制度（障害者総合支援法等）に基づく指定を受けている事業所が、一定の基準を満たした場合、介護保険法に基づく指定を受けることにより、介護保険の事業（共生型サービス）を行うことが可能になりました。</p> <p>指定申請の際に必要なとされる従業員の員数は、共生型通所介護を受ける利用者の数と、既に指定を受けている指定生活介護事業所等の利用者の数の合計が、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であることです。</p> <p>必要とされる従業員の員数は、既に指定を受けているサービス毎に異なりますので、時間的な余裕を持って所管総合振興局（振興局）へ事前に相談してください。</p>		

7-1 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（診療所以外で行う通所リハビリテーション事業所）

サービス種別	通所リハビリテーション			介護予防通所リハビリテーション																																																																																																																																																																																									
申請者要件	病院・診療所、老人保健施設又は介護医療院の開設者			同左																																																																																																																																																																																									
人員基準	区分	職種・資格	員数等	職種・資格、員数等																																																																																																																																																																																									
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師・准看護師又は介護職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師が1名以上 ・単位ごとに提供時間帯を通じて利用者の数が10人までは専従1名以上、利用者の数が10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上 ・上記のうち専らリハビリテーションを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者100人又はその端数を増すごとに1人以上（100人を下回る場合も1人以上） 																																																																																																																																																																																										
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所リハビリテーションを行う専用の部屋等 		<ul style="list-style-type: none"> ・3㎡×利用定員以上の面積 	通所リハビリテーションの事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、左に掲げる人員、設備に満たすことをもって、基準を満たすことができる。																																																																																																																																																																																									
	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・通所リハビリテーションに必要な専用の機械及び器具 																																																																																																																																																																																												
運営基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>道条例</th> <th>国省令</th> <th>道条例</th> <th>国省令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・内容及び手続の説明及び同意</td><td>第9条(準用)</td><td>第8条(準用)</td><td>第9条(準用)</td><td>第8条(準用)</td></tr> <tr><td>・提供拒否の禁止</td><td>第10条(準用)</td><td>第9条(準用)</td><td>第10条(準用)</td><td>第9条(準用)</td></tr> <tr><td>・サービス提供困難時の対応</td><td>第11条(準用)</td><td>第10条(準用)</td><td>第11条(準用)</td><td>第10条(準用)</td></tr> <tr><td>・受給資格等の確認</td><td>第12条(準用)</td><td>第11条(準用)</td><td>第12条(準用)</td><td>第11条(準用)</td></tr> <tr><td>・要介護(支援)認定の申請に係る援助</td><td>第13条(準用)</td><td>第12条(準用)</td><td>第13条(準用)</td><td>第12条(準用)</td></tr> <tr><td>・心身の状況等の把握</td><td>第14条(準用)</td><td>第13条(準用)</td><td>第14条(準用)</td><td>第13条(準用)</td></tr> <tr><td>・居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携</td><td>第69条(準用)</td><td>第64条(準用)</td><td>第69条(準用)</td><td>第67条(準用)</td></tr> <tr><td>・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</td><td>第16条(準用)</td><td>第15条(準用)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>・介護予防サービス費の支給を受けるための援助</td><td>—</td><td>—</td><td>第16条(準用)</td><td>第15条(準用)</td></tr> <tr><td>・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供</td><td>第17条(準用)</td><td>第16条(準用)</td><td>第17条(準用)</td><td>第16条(準用)</td></tr> <tr><td>・居宅(介護予防)サービス計画等の変更の援助</td><td>第18条(準用)</td><td>第17条(準用)</td><td>第18条(準用)</td><td>第17条(準用)</td></tr> <tr><td>・サービスの提供の記録</td><td>第20条(準用)</td><td>第19条(準用)</td><td>第20条(準用)</td><td>第19条(準用)</td></tr> <tr><td>・利用料等の受領</td><td>第103条(準用)</td><td>第96条(準用)</td><td>第101条(準用)</td><td>第100条(準用)</td></tr> <tr><td>・保険給付の請求のための証明書の交付</td><td>第22条(準用)</td><td>第21条(準用)</td><td>第22条(準用)</td><td>第21条(準用)</td></tr> <tr><td>・指定通所リハビリテーションの基本取扱方針</td><td>第139条</td><td>第113条</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>・指定介護予防通所リハビリテーションの基本方針</td><td>—</td><td>—</td><td>第125条</td><td>第124条</td></tr> <tr><td>・指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針</td><td>第140条</td><td>第114条</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>・指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針</td><td>—</td><td>—</td><td>第126条</td><td>第125条</td></tr> <tr><td>・通所リハビリテーション計画の作成</td><td>第141条</td><td>第115条</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>・利用者に関する市町村への通知</td><td>第27条(準用)</td><td>第26条(準用)</td><td>第24条(準用)</td><td>第23条(準用)</td></tr> <tr><td>・緊急時等の対応</td><td>第28条(準用)</td><td>第27条(準用)</td><td>第25条(準用)</td><td>第24条(準用)</td></tr> <tr><td>・管理者等の責務</td><td>第142条</td><td>第116条</td><td>第120条</td><td>第119条</td></tr> <tr><td>・運営規程</td><td>第143条</td><td>第117条</td><td>第121条</td><td>第120条</td></tr> <tr><td>・勤務体制の確保等</td><td>第108条(準用)</td><td>第101条(準用)</td><td>第103条(準用)</td><td>第102条(準用)</td></tr> <tr><td>・定員の遵守</td><td>第109条(準用)</td><td>第102条(準用)</td><td>第104条(準用)</td><td>第103条(準用)</td></tr> <tr><td>・非常災害対策</td><td>第110条(準用)</td><td>第103条(準用)</td><td>第105条(準用)</td><td>第104条(準用)</td></tr> <tr><td>・衛生管理等</td><td>第144条</td><td>第118条</td><td>第122条</td><td>第121条</td></tr> <tr><td>・掲示</td><td>第34条(準用)</td><td>第32条(準用)</td><td>第31条(準用)</td><td>第30条(準用)</td></tr> <tr><td>・秘密保持等</td><td>第35条(準用)</td><td>第33条(準用)</td><td>第32条(準用)</td><td>第31条(準用)</td></tr> <tr><td>・居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止</td><td>第37条(準用)</td><td>第35条(準用)</td><td>第34条(準用)</td><td>第33条(準用)</td></tr> <tr><td>・苦情処理</td><td>第38条(準用)</td><td>第36条(準用)</td><td>第35条(準用)</td><td>第34条(準用)</td></tr> <tr><td>・事故発生時の対応</td><td>第40条(準用)</td><td>第37条(準用)</td><td>第37条(準用)</td><td>第35条(準用)</td></tr> <tr><td>・会計の区分</td><td>第41条(準用)</td><td>第38条(準用)</td><td>第38条(準用)</td><td>第36条(準用)</td></tr> <tr><td>・記録の整備</td><td>第145条</td><td>第118条の2</td><td>第123条</td><td>第122条</td></tr> <tr><td>・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点</td><td>—</td><td>—</td><td>第127条</td><td>第126条</td></tr> <tr><td>・安全管理体制等の確保</td><td>—</td><td>—</td><td>第128条</td><td>第127条</td></tr> </tbody> </table>				内容	道条例	国省令	道条例	国省令	・内容及び手続の説明及び同意	第9条(準用)	第8条(準用)	第9条(準用)	第8条(準用)	・提供拒否の禁止	第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)	・サービス提供困難時の対応	第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)	・受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)	・要介護(支援)認定の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	第13条(準用)	第12条(準用)	・心身の状況等の把握	第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)	・居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携	第69条(準用)	第64条(準用)	第69条(準用)	第67条(準用)	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第16条(準用)	第15条(準用)	—	—	・介護予防サービス費の支給を受けるための援助	—	—	第16条(準用)	第15条(準用)	・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供	第17条(準用)	第16条(準用)	第17条(準用)	第16条(準用)	・居宅(介護予防)サービス計画等の変更の援助	第18条(準用)	第17条(準用)	第18条(準用)	第17条(準用)	・サービスの提供の記録	第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)	・利用料等の受領	第103条(準用)	第96条(準用)	第101条(準用)	第100条(準用)	・保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)	・指定通所リハビリテーションの基本取扱方針	第139条	第113条	—	—	・指定介護予防通所リハビリテーションの基本方針	—	—	第125条	第124条	・指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	第140条	第114条	—	—	・指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針	—	—	第126条	第125条	・通所リハビリテーション計画の作成	第141条	第115条	—	—	・利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)	・緊急時等の対応	第28条(準用)	第27条(準用)	第25条(準用)	第24条(準用)	・管理者等の責務	第142条	第116条	第120条	第119条	・運営規程	第143条	第117条	第121条	第120条	・勤務体制の確保等	第108条(準用)	第101条(準用)	第103条(準用)	第102条(準用)	・定員の遵守	第109条(準用)	第102条(準用)	第104条(準用)	第103条(準用)	・非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)	・衛生管理等	第144条	第118条	第122条	第121条	・掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)	・秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	・居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)	・苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)	・事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)	・会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)	・記録の整備	第145条	第118条の2	第123条	第122条	・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点	—	—	第127条	第126条	・安全管理体制等の確保	—	—	第128条	第127条
内容	道条例	国省令	道条例	国省令																																																																																																																																																																																									
・内容及び手続の説明及び同意	第9条(準用)	第8条(準用)	第9条(準用)	第8条(準用)																																																																																																																																																																																									
・提供拒否の禁止	第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)																																																																																																																																																																																									
・サービス提供困難時の対応	第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)																																																																																																																																																																																									
・受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)																																																																																																																																																																																									
・要介護(支援)認定の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	第13条(準用)	第12条(準用)																																																																																																																																																																																									
・心身の状況等の把握	第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)																																																																																																																																																																																									
・居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携	第69条(準用)	第64条(準用)	第69条(準用)	第67条(準用)																																																																																																																																																																																									
・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第16条(準用)	第15条(準用)	—	—																																																																																																																																																																																									
・介護予防サービス費の支給を受けるための援助	—	—	第16条(準用)	第15条(準用)																																																																																																																																																																																									
・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供	第17条(準用)	第16条(準用)	第17条(準用)	第16条(準用)																																																																																																																																																																																									
・居宅(介護予防)サービス計画等の変更の援助	第18条(準用)	第17条(準用)	第18条(準用)	第17条(準用)																																																																																																																																																																																									
・サービスの提供の記録	第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)																																																																																																																																																																																									
・利用料等の受領	第103条(準用)	第96条(準用)	第101条(準用)	第100条(準用)																																																																																																																																																																																									
・保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)																																																																																																																																																																																									
・指定通所リハビリテーションの基本取扱方針	第139条	第113条	—	—																																																																																																																																																																																									
・指定介護予防通所リハビリテーションの基本方針	—	—	第125条	第124条																																																																																																																																																																																									
・指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	第140条	第114条	—	—																																																																																																																																																																																									
・指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針	—	—	第126条	第125条																																																																																																																																																																																									
・通所リハビリテーション計画の作成	第141条	第115条	—	—																																																																																																																																																																																									
・利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)																																																																																																																																																																																									
・緊急時等の対応	第28条(準用)	第27条(準用)	第25条(準用)	第24条(準用)																																																																																																																																																																																									
・管理者等の責務	第142条	第116条	第120条	第119条																																																																																																																																																																																									
・運営規程	第143条	第117条	第121条	第120条																																																																																																																																																																																									
・勤務体制の確保等	第108条(準用)	第101条(準用)	第103条(準用)	第102条(準用)																																																																																																																																																																																									
・定員の遵守	第109条(準用)	第102条(準用)	第104条(準用)	第103条(準用)																																																																																																																																																																																									
・非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)																																																																																																																																																																																									
・衛生管理等	第144条	第118条	第122条	第121条																																																																																																																																																																																									
・掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)																																																																																																																																																																																									
・秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)																																																																																																																																																																																									
・居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)																																																																																																																																																																																									
・苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)																																																																																																																																																																																									
・事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)																																																																																																																																																																																									
・会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)																																																																																																																																																																																									
・記録の整備	第145条	第118条の2	第123条	第122条																																																																																																																																																																																									
・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点	—	—	第127条	第126条																																																																																																																																																																																									
・安全管理体制等の確保	—	—	第128条	第127条																																																																																																																																																																																									

7-2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（診療所で行う指定通所リハビリテーション事業所）

サービス種別	通所リハビリテーション			介護予防通所リハビリテーション	
申請者要件	診療所の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数等	職種・資格、員数等	
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師・准看護師又は介護職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任の常勤医師が1名以上 ・ 単位ごとに提供時間帯を通じて利用者の数が10人までは専従1名以上、利用者の数が10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上 ・ 上記のうち理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は経験看護師が0.1人以上（常勤換算方法） 		
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定通所リハビリテーションを行う専用の部屋等 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3㎡×利用定員以上の面積 	通所リハビリテーションの事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことを満たすことができる。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・ 通所リハビリテーションに必要な専用の機械及び器具 				
運営基準	内容	道条例	国省令	道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容及び手続の説明及び同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 受給資格等の確認 ・ 要介護（支援）認定の申請に係る援助 ・ 心身の状況等の把握 ・ 居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携 ・ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・ 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供 ・ 居宅（介護予防）サービス計画等の変更の援助 ・ サービスの提供の記録 ・ 利用料等の受領 ・ 保険給付の請求のための証明書の交付 ・ 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針 ・ 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針 ・ 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針 ・ 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針 ・ 通所リハビリテーション計画の作成 ・ 利用者に関する市町村への通知 ・ 緊急時等の対応 ・ 管理者等の責務 ・ 運営規程 ・ 勤務体制の確保等 ・ 定員の遵守 ・ 非常災害対策 ・ 衛生管理等 ・ 掲示 ・ 秘密保持等 ・ 居宅介護（介護予防）支援事業者に対する利益供与の禁止 ・ 苦情処理 ・ 事故発生時の対応 ・ 会計の区分 ・ 記録の整備 ・ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点 ・ 安全管理体制等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第14条（準用） 第69条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第20条（準用） 第103条（準用） 第22条（準用） 第139条 — 第140条 — 第141条 第27条（準用） 第28条（準用） 第142条 第143条 第108条（準用） 第109条（準用） 第110条（準用） 第144条 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第40条（準用） 第41条（準用） 第145条 — — 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第64条（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第96条（準用） 第21条（準用） 第113条 — 第114条 — 第115条 第26条（準用） 第27条（準用） 第116条 第117条 第101条（準用） 第102条（準用） 第103条（準用） 第118条 第32条（準用） 第33条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第118条の2 — — 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第14条（準用） 第69条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第20条（準用） 第101条（準用） 第22条（準用） 第125条 — 第126条 — 第127条 — 第128条 — 第129条 第24条（準用） 第25条（準用） 第120条 第121条 第103条（準用） 第104条（準用） 第105条（準用） 第122条 第31条（準用） 第32条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第123条 第127条 第128条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第67条（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第19条（準用） 第100条（準用） 第21条（準用） 第124条 — 第125条 — 第23条（準用） 第24条（準用） 第119条 第120条 第102条（準用） 第103条（準用） 第104条（準用） 第121条 第30条（準用） 第31条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第122条 第126条 第127条

8-1 短期入所生活介護・介護予防短期生活介護（8-2以外）

サービス種類	短期入所生活介護			介護予防短期入所生活介護	
申請者要件	法人であって、老人短期入所事業を行う施設又は老人短期入所施設を設置する者			同左	
人員基準 (※1)	区分	職種・資格	員数等	職種・資格、員数等	
	従業者	・医師	・1名以上		短期入所生活介護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているとみなすことができる。
		・生活相談員	・利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上(常勤換算方法) ・常勤1名以上(定員20人未満の併設事業所を除く)		
		・介護職員	・常勤1名以上 (定員20人未満の併設事業所を除く)	・利用者数が3人又はその端数を増すごとに1名以上(常勤換算方法)	
		・看護師又は准看護師	・常勤1名以上 (定員20人未満の併設事業所を除く)		
		・栄養士	・1名以上 (定員40人未満の事業所であって、他の施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待でき、利用者の処遇に支障がない場合は、配置しなくても可)		
		・機能訓練指導員	・1名以上 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者 (はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る) ・当該事業所の他の職務に従事することができる)		
・調理員その他の従業者	・実情に応じた適当数				
管理者	・常勤専従1名 (管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可)			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 共生型(予防)短期入所生活介護</p> <p>平成30年4月の介護保険制度改正により、障がい者福祉制度(障害者総合支援法等)に基づく指定を受けている事業所が、一定の基準を満たした場合、介護保険法に基づく指定を受けることにより、介護保険の事業(共生型サービス)を行うことが可能になりました。</p> <p>指定申請の際に必要なとされる従業員の員数は、共生型短期入所生活介護を受け利用者の数と、既に指定を受けている指定短期入所事業所等の利用者の数の合計が、当該指定短期入所事業所等として必要とされる数以上であることです。</p> <p>必要とされる従業員の員数は、既に指定を受けているサービス毎に異なりますので、時間的な余裕を持って所管総合振興局(振興局)へ事前に相談してください。</p> </div>	
設備基準 (※2)	・基本的事項		<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員20人以上(併設事業所の場合を除く)・専用の居室を設けること(空床利用型を除く。) ・耐火建築物とする。 ただし、以下の1又は2に該当する場合はこの限りではない。 1 次のいずれかの要件を満たす2階建て・平屋建ての場合は準耐火建築とすることができる。 (1) 居室等を2階、地階のいずれにも設けていない。 (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって次のいずれにも該当する場合 ア 消防長等と相談し、非常災害に関する具体的計画に利用者の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項を定めていること。 イ 非常災害に関する具体的計画に伴う避難訓練を昼間・夜間において行うこと。 ウ 火災時の避難・消火等の協力を得ることについて、地域住民との連携体制が整備されていること。 2 次のいずれかの要件を満たし、知事が専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る安全性が確保されていると認められる木造かつ平屋建ての事業所については耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等内装に難燃性材料の使用により初期消火、延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見、通報体制が整備され円滑な消火活動が可能であること。 (3) 避難口の増設等により円滑な避難が可能であり、避難訓練を頻繁に実施し、配置人員を増員するなど火災時に円滑な避難が可能であること。 		
	・居室		<ul style="list-style-type: none"> ・定員4人以下 ・1人当たり床面積10.65㎡以上 ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮 		
	・食堂及び機能訓練室		<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり合計面積3㎡以上 ・食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所でも可 		
	・浴室		・要介護者が入浴するのに適したもの		
	・便所		・要介護者が使用するのに適したもの		
	・洗面設備		・要介護者が使用するのに適したもの		

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 ・ 医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室（又は洗濯場）、汚物処理室、介護材料室を設けること ・ 廊下幅 1.8 m 以上（中廊下幅 2.7 m 以上） ・ 常夜灯 ・ 階段を設ける場合は、緩傾斜とする・消火設備その他の非常災害用設備 ・ 傾斜路 1 基以上（居室等が 2 階以上にある場合で、エレベーターを設けない場合） 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な設備及び備品等 				
運営基準	内容	道条例	国省令	道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容及び手続の説明及び同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 支給資格等の確認 ・ 要介護認定の申請に係る援助 ・ 要支援認定の申請に係る援助 ・ 心身の状況等の把握 ・ 指定短期入所生活介護の開始及び終了 ・ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・ 居室サービスの計画に沿ったサービスの提供 ・ サービスの提供の記録 ・ 利用料等の受領 ・ 保険給付の請求のための証明書の交付 ・ 指定短期入所生活介護の取扱方針 ・ 指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 ・ 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針 ・ 短期入所生活介護計画の作成 ・ 介護 ・ 食事 ・ 機能訓練 ・ 相談及び援助 ・ その他のサービスの提供 ・ 利用者に関する市町村への通知 ・ 身体拘束等の禁止 ・ 緊急時等の対応 ・ 管理者の責務 ・ 運営規程 ・ 勤務体制の確保等 ・ 定員の遵守 ・ 非常災害対策 ・ 衛生管理等 ・ 掲示 ・ 秘密保持等 ・ 広告 ・ 居室介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・ 苦情処理 ・ 地域等との連携 ・ 事故発生時の対応 ・ 会計の区分 ・ 記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 第 152 条 第 10 条 (準用) 第 11 条 (準用) 第 12 条 (準用) 第 13 条 (準用) 第 14 条 (準用) 第 15 条 (準用) 第 16 条 (準用) 第 17 条 (準用) 第 20 条 (準用) 第 15 条 (準用) 第 22 条 (準用) 第 15 条 (準用) 第 156 条 第 157 条 第 158 条 第 159 条 第 161 条 第 162 条 第 27 条 (準用) 第 163 条 第 56 条 (準用) 第 164 条 第 109 条 (準用) 第 165 条 第 110 条 (準用) 第 111 条 (準用) 第 34 条 (準用) 第 35 条 (準用) 第 36 条 (準用) 第 37 条 (準用) 第 38 条 (準用) 第 166 条 第 40 条 (準用) 第 41 条 (準用) 第 167 条 	<ul style="list-style-type: none"> 第 125 条 第 9 条 (準用) 第 10 条 (準用) 第 11 条 (準用) 第 12 条 (準用) 第 13 条 (準用) 第 126 条 第 15 条 (準用) 第 16 条 (準用) 第 19 条 (準用) 第 127 条 第 21 条 (準用) 第 128 条 第 129 条 第 130 条 第 131 条 第 132 条 第 134 条 第 135 条 第 26 条 (準用) 第 136 条 第 52 条 (準用) 第 137 条 第 101 条 (準用) 第 138 条 第 103 条 (準用) 第 104 条 (準用) 第 104 条 (準用) 第 32 条 (準用) 第 33 条 (準用) 第 34 条 (準用) 第 35 条 (準用) 第 36 条 (準用) 第 139 条 第 37 条 (準用) 第 38 条 (準用) 第 139 条の 2 	<ul style="list-style-type: none"> 第 134 条 第 10 条 (準用) 第 11 条 (準用) 第 12 条 (準用) 第 13 条 (準用) 第 14 条 (準用) 第 135 条 第 16 条 (準用) 第 17 条 (準用) 第 20 条 (準用) 第 136 条 第 2 条 (準用) 第 144 条 第 145 条 第 146 条 第 147 条 第 148 条 第 150 条 第 151 条 第 24 条 (準用) 第 137 条 第 138 条 第 54 条 (準用) 第 139 条 第 103 条 (準用) 第 140 条 第 105 条 (準用) 第 106 条 (準用) 第 31 条 (準用) 第 32 条 (準用) 第 33 条 (準用) 第 34 条 (準用) 第 35 条 (準用) 第 41 条 第 37 条 (準用) 第 38 条 (準用) 第 142 条 	<ul style="list-style-type: none"> 第 133 条 第 9 条 (準用) 第 10 条 (準用) 第 11 条 (準用) 第 12 条 (準用) 第 13 条 (準用) 第 134 条 第 15 条 (準用) 第 16 条 (準用) 第 19 条 (準用) 第 135 条 第 21 条 (準用) 第 143 条 第 144 条 第 145 条 第 146 条 第 147 条 第 149 条 第 150 条 第 23 条 (準用) 第 136 条 第 137 条 第 52 条 (準用) 第 138 条 第 102 条 (準用) 第 139 条 第 104 条 (準用) 第 105 条 (準用) 第 30 条 (準用) 第 31 条 (準用) 第 32 条 (準用) 第 33 条 (準用) 第 34 条 (準用) 第 140 条 第 35 条 (準用) 第 36 条 (準用) 第 141 条

※ 1 空床利用型事業所、併設事業所の取扱い

空床利用型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の員数は、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合の特別養護老人ホームにおける従業者の基準を満たす数以上とする。
併設事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、栄養士及び機能訓練指導員は、併設する本体施設に配置されている場合であって、当該本体施設の事業に支障を来さない場合は、兼務可。 ・ 生活相談員、介護職員、看護職員の員数は、併設する本体施設と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数を、当該本体施設の入所者と指定短期入所生活介護事業所の利用者の合算数により必要とされる員数とする。

※ 2 一 ① 食堂、機能訓練室、浴室、医務室、面談室、調理室、洗濯室（又は洗濯場）、汚物処理室、介護材料室は、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効率的運営が可能であり、処遇上支障がない場合は、設けなくても可。

※ 2 一 ② 空床利用型事業所、併設事業所の取扱い

空床利用型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの設備基準を満たすことで足りる。
併設事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 併設本体施設の設備を利用することにより効率的運営が可能であり、処遇上支障がない場合は、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業に用いることは可。

8-2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護事業所）

サービス種類	短期入所生活介護			介護予防短期入所生活介護	
申請者要件	法人であって、老人短期入所事業を行う施設又は老人短期入所施設を設置する者			同左	
人員基準 (※1)	区分	職種・資格	員数等	職種・資格、員数等	
	従業者	・医師	・1名以上	短期入所生活介護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしていることとみなすことができる。	
		・生活相談員	・利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） ・常勤1名以上（定員20人未満の併設事業所を除く）		
		・介護職員	・常勤1名以上 （定員20人未満の併設事業所を除く）		・利用者数が3人又はその端数を増すごとに1名以上 （常勤換算方法）
		・看護師又は准看護師	・常勤1名以上 （定員20人未満の併設事業所を除く）		
		・栄養士	・1名以上 （定員40人未満の事業所であって、他の施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待でき、利用者の処遇に支障がない場合は、配置しなくても可）		
		・機能訓練指導員	・1名以上 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者 （はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る） ・当該事業所の他の職務に従事することができる）		
		・調理員その他の従業者	・実情に応じた適当数		
管理者		・常勤専従1名 （管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可）			

※1 空床利用型事業所、併設事業所の取扱い

空床利用型事業所	・従業者の員数は、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合の特別養護老人ホームにおける従業者の基準を満たす数以上とする。
併設事業所	・医師、栄養士及び機能訓練指導員は、併設する本体施設に配置されている場合であって、当該本体施設の事業に支障を来さない場合は、兼務可。 ・生活相談員、介護職員、看護職員の員数は、併設する本体施設と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数を、当該本体施設の入所者と指定短期入所生活介護事業所の利用者の合算数により必要とされる員数とする。

設備基準 (※2)	・ 基本的事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員 20 人以上（併設事業所の場合を除く） ・ 耐火建築物 ただし、以下の 1 又は 2 に該当する場合はこの限りではない。 1 次のいずれかの要件を満たす 2 階建て・平屋建ての場合は準耐火建築とすることができる。 (1) 居室等を 2 階、地階のいずれにも設けていない。 (2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であって次のいずれにも該当する場合 ア 消防長等と相談し、非常災害に関する具体的計画に利用者の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項を定めていること。 イ 非常災害に関する具体的計画に伴う避難訓練を昼間・夜間において行うこと。 ウ 火災時の避難・消火等の協力を得ることについて、地域住民との連携体制が整備されていること。 2 次のいずれかの要件を満たし、知事が専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る安全性が確保されていると認められる木造かつ平屋建ての事業所にあつては耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井内装に難燃性材料の使用により初期消火、延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見、通報体制が整備され円滑な消火活動が可能であること。 (3) 避難口の増設等により円滑な避難が可能であり、避難訓練を頻繁に実施し、配置人員を増員するなど火災時に円滑な避難が可能であること。 	短期入所生活介護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしていることとみなすことができる。
	・ ユニット	定員	・ 概ね 10 人以下	
		居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員 1 人（必要と認められる場合は 2 人とすることも可） ・ いずれかのユニットに属すること ・ 共同生活室に近接して一体的に設けること ・ 1 人当たり床面積 10.65㎡以上 ・ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮 	
		共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれかのユニットに属すること ・ 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する ・ 2㎡×ユニットの利用定員以上の床面積を標準 ・ 必要な設備及び備品 	
		洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設ける ・ 要介護者が使用するのに適したもの 	
		便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設ける ・ 要介護者が使用するのに適したもの 	
	・ 浴室		・ 要介護者が入浴するのに適したもの	
	・ その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医務室、調理室、洗濯室（又は洗濯場）、汚物処理室、介護材料室を設けること ・ 廊下幅 1.8m 以上（中廊下幅 2.7m 以上）一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は 1.5m 以上（中廊下幅 1.8m 以上） ・ 常夜灯（廊下、共同生活室、便所その他必要な場所） ・ 階段を設ける場合は、緩傾斜とする ・ 消火設備その他の非常災害用設備 ・ 傾斜路 1 基以上（ユニット又は浴室が 2 階以上にある場合で、エレベーターを設けない場合） 	

※2-① 浴室、医務室、調理室、洗濯室（又は洗濯場）、汚物処理室、介護材料室は、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効率的運営が可能であり、処遇上支障がない場合は、設けなくても可。

※2-② 空床利用型事業所、併設事業所の取扱い

空床利用型事業所	・ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りる。
併設事業所	・併設本体施設の設備を利用することにより効率的運営が可能であり、処遇上支障がない場合は、当該併設本体施設の設備（ユニットを除く。）を指定短期入所生活介護の事業に用いること可。

運営基準	内容	道条例	国省令	道条例	国省令
	・内容及び手続の説明及び同意	第152条(準用)	第125条(準用)	第134条(準用)	第133条(準用)
	・提供拒否の禁止	第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)
	・サービス提供困難時の対応	第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)
	・受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)
	・要介護認定の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	—	—
	・要支援認定の申請に係る援助	—	—	第13条(準用)	第12条(準用)
	・心身の状況等の把握	第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)
	・指定短期入所生活介護の開始及び終了	第153条(準用)	第126条(準用)	第135条(準用)	第134条(準用)
	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第16条(準用)	第15条(準用)	—	—
	・介護予防サービス費の支給を受けるための援助	—	—	第16条(準用)	第15条(準用)
	・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	第17条(準用)	第16条(準用)	第17条(準用)	第16条(準用)
	・サービスの提供の記録	第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)
	・利用料等の受領	第173条	第140条の6	第156条	第155条
	・保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)
	・指定短期入所生活介護の取扱方針	第174条	第140条の7	—	—
	・指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針	—	—	第144条(準用)	第143条(準用)
	・指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針	—	—	第145条(準用)	第144条(準用)
	・短期入所生活介護計画の作成	第156条(準用)	第129条(準用)	—	—
	・介護	第175条	第140条の8	第162条	第161条
	・食事	第176条	第140条の9	第163条	第162条
	・機能訓練	第159条(準用)	第132条(準用)	第148条(準用)	第147条(準用)
	・相談及び援助	第161条(準用)	第134条(準用)	第150条(準用)	第149条(準用)
	・その他のサービスの提供	第177条	第140条の10	第164条	第163条
	・利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)
	・身体拘束等の禁止	—	—	第137条(準用)	第136条(準用)
	・緊急時等の対応	第163条(準用)	第136条(準用)	第138条(準用)	第137条(準用)
	・管理者の責務	第54条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)	第52条(準用)
	・運営規程	第178条	第140条の11	第157条	第156条
	・勤務体制の確保等	第108条(準用)	第101条(準用)	第158条	第157条
	・定員の遵守	第180条	第140条の12	第159条	第158条
	・非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)
	・衛生管理等	第111条(準用)	第104条(準用)	第106条(準用)	第105条(準用)
	・掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)
	・秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
	・広告	第36条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)
	・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)
	・苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)
	・地域等との連携	第166条(準用)	第139条(準用)	第141条(準用)	第140条(準用)
	・事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)
	・会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)
	・記録の整備	第167条(準用)	第139条の2(準用)	第142条(準用)	第141条(準用)

9-1 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所）

サービス種別	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護	
申請者要件	介護老人保健施設の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等	
	従業者	・ 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士	・ 利用者を入所者とみなした場合における介護老人保健施設の基準以上	短期入所療養介護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことを持つて基準を満たしていると考えられる。	
設備基準	・ 介護老人保健施設基準以上				
運営基準	内容	道条例	国省令	道条例	国省令
	・ 内容及び手続の説明及び同意	第152条(準用)	第125条(準用)	第134条(準用)	第133条(準用)
	・ 対象者	第192条	第144条	第176条	第189条
	・ 提供拒否の禁止	第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)
	・ サービス提供困難時の対応	第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)
	・ 受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)
	・ 要介護認定の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	-	-
	・ 要支援認定の申請に係る援助	-	-	第13条(準用)	第12条(準用)
	・ 心身の状況等の把握	第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)
	・ 指定短期入所生活介護の開始及び終了	第153条②(準用)	第126条②(準用)	第135条②(準用)	第134条②(準用)
	・ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第16条(準用)	第15条(準用)	-	-
	・ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助	-	-	第16条(準用)	第15条(準用)
	・ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	第17条(準用)	第16条(準用)	第17条(準用)	第16条(準用)
	・ サービスの提供の記録	第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)
	・ 利用料等の受領	第193条	第145条	第177条	第190条
	・ 身体的拘束等の禁止	-	-	第178条	第191条
	・ 保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)
	・ 指定短期入所療養介護の取扱方針	第194条	第146条	-	-
	・ 短期入所療養介護計画の作成	第195条	第147条	-	-
	・ 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	-	-	第183条	第196条
	・ 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針	-	-	第184条	第197条
	・ 診療の方針	第196条	第148条	第185条	第198条
	・ 機能訓練	第197条	第149条	第186条	第199条
	・ 看護及び医学的管理の下における介護	第198条	第150条	第187条	第200条
	・ 食事の提供	第199条	第151条	第188条	第201条
	・ その他のサービスの提供	第200条	第152条	第189条	第202条
	・ 利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)
	・ 管理者の責務	第56条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)	第52条(準用)
	・ 運営規程	第201条	第153条	第179条	第192条
	・ 勤務体制の確保等	第108条(準用)	第101条(準用)	第103条(準用)	第102条(準用)
	・ 定員の遵守	第202条	第154条	第180条	第193条
	・ 非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)
	・ 衛生管理等	第144条(準用)	第118条(準用)	第122条(準用)	第121条(準用)
	・ 掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)
	・ 秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
	・ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)
	・ 苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)
	・ 地域等との連携	第166条(準用)	第139条(準用)	第141条(準用)	第140条(準用)
	・ 事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)
	・ 会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)
	・ 記録の整備	第203条	第154条の2	第181条	第194条

9-2 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所）

サービス種別	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護		
申請者要件	介護老人保健施設の開設者			同左		
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等		
	従業者	・ 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士	・ 利用者を入所者とみなした場合における介護老人保健施設の基準以上	短期入所療養介護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことを持つて基準を満たしている見なすことができる。		
設備基準	・ ユニット型介護老人保健施設基準以上					
運営基準	内容			道条例	国省令	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容及び手続の説明及び同意 ・ 対象者 ・ 提供拒否の禁止 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 受給資格等の確認 ・ 要介護認定の申請に係る援助 ・ 要支援認定の申請に係る援助 ・ 心身の状況等の把握 ・ 指定短期入所生活介護の開始及び終了 ・ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・ サービスの提供の記録 ・ 利用料等の受領 ・ 身体的拘束等の禁止 ・ 保険給付の請求のための証明書の交付 ・ 指定短期入所療養介護の取扱方針 ・ 短期入所療養介護計画の作成 ・ 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 ・ 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 ・ 診療の方針 ・ 機能訓練 ・ 看護及び医学的管理の下における介護 ・ 食事 ・ その他のサービスの提供 ・ 利用者に関する市町村への通知 ・ 管理者の責務 ・ 運営規程 ・ 勤務体制の確保等 ・ 定員の遵守 ・ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項 ・ 非常災害対策 ・ 衛生管理等 ・ 掲示 ・ 秘密保持等 ・ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・ 苦情処理 ・ 地域等との連携 ・ 事故発生時の対応 ・ 会計の区分 ・ 記録の整備 			<ul style="list-style-type: none"> 第152条(準用) 第192条 第10条(準用) 第11条(準用) 第12条(準用) 第13条(準用) 第14条(準用) 第153条②(準用) 第16条(準用) 第17条(準用) 第20条(準用) 第208条 - 第22条(準用) 第209条 第195条 - - 第196条 第197条 第210条 第211条 第212条 第27条(準用) 第56条(準用) 第213条 第108条(準用) 第215条 - 第110条(準用) 第144条(準用) 第34条(準用) 第35条(準用) 第37条(準用) 第38条(準用) 第166条(準用) 第40条(準用) 第41条(準用) 第203条 	<ul style="list-style-type: none"> 第125条(準用) 第144条 第9条(準用) 第10条(準用) 第11条(準用) 第12条(準用) 第13条(準用) 第13条(準用) 第126条②(準用) 第15条(準用) 第16条(準用) 第19条(準用) 第155条の5 - 第21条(準用) 第155条の6 第147条 - - 第148条 第149条 第155条の7 第155条の8 第155条の9 第26条(準用) 第52条(準用) 第155条の10 第101条(準用) 第155条の11 - 第103条(準用) 第118条(準用) 第32条(準用) 第33条(準用) 第35条(準用) 第36条(準用) 第139条(準用) 第37条(準用) 第38条(準用) 第154条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 第134条(準用) 第176条(準用) 第10条(準用) 第11条(準用) 第12条(準用) - 第13条(準用) 第14条(準用) 第135条②(準用) 第16条(準用) 第17条(準用) 第20条(準用) 第193条 第178条(準用) 第22条(準用) - - 第183条(準用) 第184条(準用) 第185条(準用) 第186条(準用) 第199条 第200条 第201条 第24条(準用) 第54条(準用) 第194条 第195条 第196条 第198条 第105条(準用) 第122条(準用) 第31条(準用) 第32条(準用) 第34条(準用) 第35条(準用) 第141条(準用) 第37条(準用) 第38条(準用) 第181条(準用)

9-3 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所）

サービス種類	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護	
申請者要件	指定介護療養型医療施設の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等	
	従業者	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士又は作業療法士	・利用者を入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設の基準以上	短期入所療養介護の事業と同一の事業所により一体的に運営されている場合には、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているときとみなすことができる。	
設備基準	・指定介護療養型医療施設基準以上				
運営基準	内容			道条例	国省令
				道条例	国省令
・内容及び手続の説明及び同意			第152条(準用)	第125条(準用)	第134条(準用)
・対象者			第192条	第144条	第176条(準用)
・提供拒否の禁止			第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)
・サービス提供困難時の対応			第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)
・受給資格等の確認			第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)
・要介護認定等の申請に係る援助			第13条(準用)	第12条(準用)	-
・要支援認定の申請に係る援助			-	-	第13条(準用)
・心身の状況等の把握			第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)
・指定短期入所生活介護の開始及び終了			第153条②(準用)	第126条②(準用)	第135条②(準用)
・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助			第16条(準用)	第15条(準用)	-
・介護予防サービス費の支給を受けるための援助			-	-	第16条(準用)
・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供			第17条(準用)	第16条(準用)	-
・介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供			-	-	第17条(準用)
・サービスの提供の記録			第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)
・利用料等の受領			第193条	第145条	第177条
・保険給付の請求のための証明書の交付			第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)
・指定短期入所療養介護の取扱方針			第194条	第146条	-
・短期入所療養介護計画の作成			第195条	第147条	-
・指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針			-	-	第183条
・指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針			-	-	第184条
・診療の方針			第196条	第148条	第185条
・機能訓練			第197条	第149条	第186条
・看護及び医学的管理の下における介護			第198条	第150条	第187条
・食事の提供			第199条	第151条	第188条
・その他のサービスの提供			第200条	第152条	第189条
・利用者に関する市町村への通知			第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)
・管理者の責務			第56条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)
・運営規程			第201条	第153条	第179条
・勤務体制の確保等			第108条(準用)	第101条(準用)	第103条(準用)
・定員の遵守			第202条	第154条	第180条
・非常災害対策			第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)
・衛生管理等			第144条(準用)	第118条(準用)	第122条(準用)
・掲示			第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
・秘密保持等			第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)
・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止			第37条(準用)	第35条(準用)	-
・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止			-	-	第34条(準用)
・苦情処理			第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)
・地域等との連携			第166条(準用)	第139条(準用)	第141条(準用)
・事故発生時の対応			第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)
・会計の区分			第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)
・記録の整備			第203条	第154条の2	第181条

9-4 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所）

サービス種別	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護	
申請者要件	指定介護療養型医療施設の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等	
	従業者	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士又は作業療法士	・利用者を入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設の基準以上	短期入所療養介護の事業と同一の事業所により一体的に運営されている場合には、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしていることとみなすことができる。	
設備基準	・ユニット型指定介護療養型医療施設基準以上				
運営基準	内容	道条例	国省令	道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・対象者 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・指定短期入所生活介護の開始及び終了 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定短期入所療養介護の取扱方針 ・短期入所療養介護計画の作成 ・指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 ・指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 ・診療の方針 ・機能訓練 ・看護及び医学的管理の下における介護 ・食事 ・その他のサービスの提供 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域等との連携 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 ・身体的拘束等の禁止 ・ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっての留意事項 	<ul style="list-style-type: none"> 第152条(準用) 第192条 第10条(準用) 第11条(準用) 第12条(準用) 第13条(準用) - 第14条(準用) 第153条②(準用) 第16条(準用) 第17条(準用) - 第20条(準用) 第208条 第22条(準用) 第209条 第195条 - - 第196条 第197条 第210条 第211条 第212条 第27条(準用) 第56条(準用) 第213条 第108条(準用) 第215条 第110条(準用) 第144条(準用) 第34条(準用) 第35条(準用) 第37条(準用) - 第38条(準用) 第166条(準用) 第40条(準用) 第41条(準用) 第203条 - - 	<ul style="list-style-type: none"> 第125条(準用) 第144条 第9条(準用) 第10条(準用) 第11条(準用) 第12条(準用) - 第13条(準用) 第126条②(準用) 第15条(準用) 第16条(準用) - 第19条(準用) 第155条の5 第21条(準用) 第155条の6 第147条 - 第148条 第149条 第155条の7 第155条の8 第155条の9 第26条(準用) 第52条(準用) 第155条の10 第101条(準用) 第155条の11 第103条(準用) 第118条(準用) 第32条(準用) 第33条(準用) 第35条(準用) - 第36条(準用) 第139条(準用) 第37条(準用) 第38条(準用) 第154条の2 - - 	<ul style="list-style-type: none"> 第134条(準用) 第176条(準用) 第10条(準用) 第11条(準用) 第12条(準用) - 第14条(準用) 第135条②(準用) - 第16条(準用) - 第17条(準用) 第20条(準用) 第193条 第22条(準用) - 第183条(準用) 第184条(準用) 第185条(準用) 第186条(準用) 第199条 第200条 第201条 第24条(準用) 第54条(準用) 第194条 第195条 第196条 第105条(準用) 第122条(準用) 第31条(準用) 第32条(準用) - 第34条(準用) 第35条(準用) 第37条(準用) 第38条(準用) 第181条(準用) 第178条(準用) 第198条 	<ul style="list-style-type: none"> 第133条(準用) 第189条(準用) 第9条(準用) 第10条(準用) 第11条(準用) - 第12条(準用) 第13条(準用) 第134条②(準用) - 第15条(準用) - 第16条(準用) 第19条(準用) 第206条 第21条(準用) - 第196条(準用) 第197条(準用) 第198条(準用) 第199条(準用) 第212条 第213条 第214条 第23条(準用) 第52条(準用) 第207条 第208条 第209条 第104条(準用) 第121条(準用) 第30条(準用) 第31条(準用) - 第33条(準用) 第34条(準用) 第146条(準用) 第35条(準用) 第36条(準用) 第194条(準用) 第191条(準用) 第211条

9-5 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院又は診療所（9-3以外）である指定短期入所療養介護事業所）

サービス種類	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護		
申請者要件	療養病床を有する病院又は診療所（9-3以外）の開設者			同左		
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等		
	従業者	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者）、栄養士、理学療法士又は作業療法士	・医療法に規定する基準以上	短期入所療養介護の事業と同一の事業所により一体的に運営されている場合には、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすことができる。		
設備基準	・医療法に規定する基準以上					
運営基準	内容			道条例	国省令	
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・対象者 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・指定短期入所生活介護の開始及び終了 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定短期入所療養介護の取扱方針 ・短期入所療養介護計画の作成 ・指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 ・指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 ・診療の方針 ・機能訓練 ・看護及び医学的管理の下における介護 ・食事の提供 ・その他のサービスの提供 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域等との連携 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 ・身体的拘束等の禁止 			<ul style="list-style-type: none"> 第152条（準用） 第192条 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第14条（準用） 第153条②（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第20条（準用） 第193条 第22条（準用） 第194条 第195条 - - 第196条 第197条 第198条 第199条 第200条 第27条（準用） 第56条（準用） 第201条 第108条（準用） 第202条 第110条（準用） 第144条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第166条（準用） 第40条（準用） 第41条（準用） 第203条 - 	<ul style="list-style-type: none"> 第125条（準用） 第144条 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第13条（準用） 第126条②（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第19条（準用） 第145条 第21条（準用） 第146条 第147条 - - 第148条 第149条 第150条 第151条 第152条 第26条（準用） 第52条（準用） 第153条 第101条（準用） 第154条 第103条（準用） 第118条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第139条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第154条の2 - 	<ul style="list-style-type: none"> 第134条（準用） 第176条 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） - 第13条（準用） 第14条（準用） 第135条②（準用） - 第16条（準用） - 第17条（準用） 第20条（準用） 第177条 第22条（準用） - 第183条 第184条 第185条 第186条 第187条 第188条 第189条 第24条（準用） 第54条（準用） 第179条 第103条（準用） 第180条 第105条（準用） 第122条（準用） 第31条（準用） 第32条（準用） - 第34条（準用） 第35条（準用） 第141条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第181条 第178条

9-6 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院又は診療所（9-4以外）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所）

サービス種別	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護	
申請者要件	療養病床を有する病院又は診療所（9-4以外）の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等	
	従業者	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者）、栄養士、理学療法士又は作業療法士	・医療法に規定する基準以上	短期入所療養介護の事業と同一の事業所により一体的に運営されている場合には、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているとみなすことができる。	
設備基準	・医療法に規定する基準及びユニット型指定介護療養型医療施設基準以上				
運営基準	内容				
		道条例	国省令	道条例	国省令
	・内容及び手続の説明及び同意	第152条(準用)	第125条(準用)	第134条(準用)	第133条(準用)
	・対象者	第192条	第144条	第176条(準用)	第189条(準用)
	・提供拒否の禁止	第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)
	・サービス提供困難時の対応	第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)
	・受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)
	・要介護認定の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	-	-
	・要支援認定の申請に係る援助	-	-	第13条(準用)	第12条(準用)
	・心身の状況等の把握	第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)
	・指定短期入所生活介護の開始及び終了	第153条②(準用)	第126条②(準用)	第135条②(準用)	第134条②(準用)
	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第16条(準用)	第15条(準用)	-	-
	・介護予防サービス費の支給を受けるための援助	-	-	第16条(準用)	第15条(準用)
	・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	第17条(準用)	第16条(準用)	-	-
	・介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	-	-	第17条(準用)	第16条(準用)
	・サービスの提供の記録	第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)
	・利用料等の受領	第208条	第155条の5	第193条	第206条
	・保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)
	・指定短期入所療養介護の取扱方針	第209条	第155条の6	-	-
	・短期入所療養介護計画の作成	第195条	第147条	-	-
	・指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	-	-	第183条(準用)	第196条(準用)
	・指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針	-	-	第184条(準用)	第197条(準用)
	・診療の方針	第196条	第148条	第185条(準用)	第198条(準用)
	・機能訓練	第197条	第149条	第186条(準用)	第199条(準用)
	・看護及び医学的管理の下における介護	第210条	第155条の7	第199条	第212条
	・食事	第211条	第155条の8	第200条	第213条
	・その他のサービスの提供	第212条	第155条の9	第201条	第214条
	・利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)
	・管理者の責務	第56条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)	第52条(準用)
	・運営規程	第213条	第155条の10	第194条	第207条
	・勤務体制の確保等	第108条(準用)	第101条(準用)	第195条	第208条
	・定員の遵守	第215条	第155条の11	第196条	第209条
	・非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)
	・衛生管理等	第144条(準用)	第118条(準用)	第122条(準用)	第121条(準用)
	・掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)
	・秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
	・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	-	-
	・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	-	-	第34条(準用)	第33条(準用)
	・苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)
	・地域等との連携	第166条(準用)	第139条(準用)	第141条(準用)	第140条(準用)
	・事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)
	・会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)
	・記録の整備	第203条	第154条の2	第181条(準用)	第194条(準用)
	・身体的拘束等の禁止	-	-	第178条(準用)	第191条(準用)
	・ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっての留意事項	-	-	第198条	第211条

9-7 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所）

サービス種別	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護
申請者要件	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者			同左
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等 短期入所療養介護の事業と同一の事業所により一体的に運営されている場合には、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているとみなすことができる。
	従業者	・ 医師及び薬剤師	・ 医療法に規定する基準以上 ・ 医師1名は当該事業の担当医師	
		・ 看護師又は准看護師	・ 療養病棟につき、入院患者数が6人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法）	
		・ 介護職員	・ 療養病棟につき、入院患者数が6人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） （経過措置として、当分の間は「6」を「8」と読み替える）	
		・ 栄養士	・ 1名以上（病床数100以上の病院）	
		・ 作業療法士	・ 療養病棟につき、常勤1名以上 〔経過措置として、当分の間は、療養病棟につき週に1日以上サービスの提供に当たる作業療法士〕	
・ 精神保健福祉士又はこれに準ずる者	・ 療養病棟につき、常勤1名以上			
設備基準	病室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病床数4以下 （病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室については、「4」を「6」とする） ・ 床面積1人当たり6.0㎡以上 		
	病棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病床数×18㎡以上 ・ 廊下幅1.8m以上（両側居室の場合2.1m以上） 〔病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、「1.8」を「1.2」と、「2.1」を「1.6」とする〕 		
	生活機能回復訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60㎡以上 ・ 専用の器械及び器具 		
	デイルーム及び面会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計面積：入院患者数×2㎡以上 		
	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人当たり1㎡以上 ・ デイルームを食堂として利用可 		
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけひろいもの 		

運営基準	内容	道条例	国省令	道条例	国省令
	・内容及び手続の説明及び同意	第152条(準用)	第125条(準用)	第134条(準用)	第133条(準用)
	・対象者	第192条	第144条	第176条	第189条
	・提供拒否の禁止	第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)
	・サービス提供困難時の対応	第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)
	・受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)
	・要介護認定等の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	-	-
	・要支援認定の申請に係る援助	-	-	第13条(準用)	第12条(準用)
	・心身の状況等の把握	第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)
	・指定短期入所生活介護の開始及び終了	第153条②(準用)	第126条②(準用)	第135条②(準用)	第134条②(準用)
	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第16条(準用)	第15条(準用)	-	-
	・介護予防サービス費の支給を受けるための援助	-	-	第16条(準用)	第15条(準用)
	・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	第17条(準用)	第16条(準用)	-	-
	・介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	-	-	第17条(準用)	第16条(準用)
	・サービスの提供の記録	第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)
	・利用料等の受領	第193条	第145条	第177条	第190条
	・保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)
	・指定短期入所療養介護の取扱方針	第194条	第146条	-	-
	・短期入所療養介護計画の作成	第195条	第147条	-	-
	・指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	-	-	第183条	第196条
	・指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針	-	-	第184条	第197条
	・診療の方針	第196条	第148条	第185条	第198条
	・機能訓練	第197条	第149条	第186条	第199条
	・看護及び医学的管理の下における介護	第198条	第150条	第187条	第200条
	・食事の提供	第199条	第151条	第188条	第201条
	・その他のサービスの提供	第200条	第152条	第189条	第202条
	・利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)
	・管理者の責務	第56条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)	第52条(準用)
	・運営規程	第201条	第153条	第179条	第192条
	・勤務体制の確保等	第108条(準用)	第101条(準用)	第103条(準用)	第102条(準用)
	・定員の遵守	第202条	第154条	第180条	第193条
	・非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)
	・衛生管理等	第144条(準用)	第118条(準用)	第122条(準用)	第121条(準用)
	・掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)
	・秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
	・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	-	-
	・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	-	-	第34条(準用)	第33条(準用)
	・苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)
	・地域等との連携	第166条(準用)	第139条(準用)	第141条(準用)	第140条(準用)
	・事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)
	・会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)
	・記録の整備	第203条	第154条の2	第181条	第194条
	・身体的拘束等の禁止	-	-	第178条	第191条

9-8 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所）

サービス種別	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護	
申請者要件	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等	
	従業者	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者）、栄養士、作業療法士、精神保健福祉士等	・9-7に示す人員基準	短期入所療養介護の事業と同一の事業所により一体的に運営されている場合には、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているとみなすことができる。	
設備基準	・9-7に示す設備基準及びユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有するものに限る。）基準以上				
運営基準	内容		道条例	国省令	
	道条例		国省令	道条例	
・内容及び手続の説明及び同意		第152条(準用)	第125条(準用)	第134条(準用)	第133条(準用)
・対象者		第192条	第144条	第176条(準用)	第189条(準用)
・提供拒否の禁止		第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)
・サービス提供困難時の対応		第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)
・受給資格等の確認		第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)
・要介護認定の申請に係る援助		第13(準用)	第12条(準用)	-	-
・要支援認定の申請に係る援助		-	-	第13条(準用)	第12条(準用)
・心身の状況等の把握		第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)
・指定短期入所生活介護の開始及び終了		第153条②(準用)	第126条②(準用)	第135条②(準用)	第134条②(準用)
・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		第16条(準用)	第15条(準用)	-	-
・介護予防サービス費の支給を受けるための援助		-	-	第16条(準用)	第15条(準用)
・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		第17条(準用)	第16条(準用)	-	-
・介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供		-	-	第17条(準用)	第16条(準用)
・サービスの提供の記録		第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)
・利用料等の受領		第208条	第155条の5	第193条	第206条
・保険給付の請求のための証明書の交付		第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)
・指定短期入所療養介護の取扱方針		第209条	第155条の6	-	-
・短期入所療養介護計画の作成		第195条	第147条	-	-
・指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針		-	-	第183条(準用)	第196条(準用)
・指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針		-	-	第184条(準用)	第197条(準用)
・診療の方針		第196条	第148条	第185条(準用)	第198条(準用)
・機能訓練		第197条	第149条	第186条(準用)	第199条(準用)
・看護及び医学的管理の下における介護		第210条	第155条の7	第199条	第212条
・食事		第211条	第155条の8	第200条	第213条
・その他のサービスの提供		第212条	第155条の9	第201条	第214条
・利用者に関する市町村への通知		第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)
・管理者の責務		第56条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)	第52条(準用)
・運営規程		第213条	第155条の10	第194条	第207条
・勤務体制の確保等		第108条(準用)	第101条(準用)	第195条	第208条
・定員の遵守		第215条	第155条の11	第196条	第209条
・非常災害対策		第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)
・衛生管理等		第144条(準用)	第118条(準用)	第122条(準用)	第121条(準用)
・掲示		第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)
・秘密保持等		第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		第37条(準用)	第35条(準用)	-	-
・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止		-	-	第34条(準用)	第33条(準用)
・苦情処理		第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)
・地域等との連携		第166条(準用)	第139条(準用)	第141条(準用)	第140条(準用)
・事故発生時の対応		第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)
・会計の区分		第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)
・記録の整備		第203条	第154条の2	第181条(準用)	第194条(準用)
・身体的拘束等の禁止		-	-	第178条(準用)	第191条(準用)
・ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっての留意事項		-	-	第198条	第211条

9-9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（療養病床を有しない診療所（9-5以外）である指定短期入所療養介護事業所）

サービス種別	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護	
申請者要件	診療所の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等 短期入所療養介護の事業と同一の事業所により一体的に運営されている場合には、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすことができる。	
	従業者	・看護師、准看護師、介護職員	・当該病棟につき、入院患者数が3人 又はその端数を増すごとに1人以上（常勤換算方法）		
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・病室面積1人当たり6.4㎡以上 ・浴室、機能訓練を行う場所 				
運営基準	内容				
		道条例	国省令	道条例	
	・内容及び手続の説明及び同意	第152条(準用)	第125条(準用)	第134条(準用)	第133条(準用)
	・対象者	第192条	第144条	第176条	第189条
	・提供拒否の禁止	第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)
	・サービス提供困難時の対応	第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)
	・受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)
	・要介護認定等の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	-	-
	・要支援認定の申請に係る援助	-	-	第13条(準用)	第12条(準用)
	・心身の状況等の把握	第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)
	・指定短期入所生活介護の開始及び終了	第153条②(準用)	第126条②(準用)	第135条②(準用)	第134条②(準用)
	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第16条(準用)	第15条(準用)	-	-
	・介護予防サービス費の支給を受けるための援助	-	-	第16条(準用)	第15条(準用)
	・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	第17条(準用)	第16条(準用)	-	-
	・介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	-	-	第17条(準用)	第16条(準用)
	・サービスの提供の記録	第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)
	・利用料等の受領	第193条	第145条	第177条	第190条
	・保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)
	・指定短期入所療養介護の取扱方針	第194条	第146条	-	-
	・短期入所療養介護計画の作成	第195条	第147条	-	-
	・指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	-	-	第183条	第196条
	・指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針	-	-	第184条	第197条
	・診療の方針	第196条	第148条	第185条	第198条
	・機能訓練	第197条	第149条	第186条	第199条
	・看護及び医学的管理の下における介護	第198条	第150条	第187条	第200条
	・食事の提供	第199条	第151条	第188条	第201条
	・その他のサービスの提供	第200条	第152条	第189条	第202条
	・利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)
	・管理者の責務	第56条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)	第52条(準用)
	・運営規程	第201条	第153条	第179条	第192条
	・勤務体制の確保等	第108条(準用)	第101条(準用)	第103条(準用)	第102条(準用)
	・定員の遵守	第202条	第154条	第180条	第193条
	・非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)
	・衛生管理等	第144条(準用)	第118条(準用)	第122条(準用)	第121条(準用)
	・掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)
	・秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
	・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	-	-
	・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	-	-	第34条(準用)	第33条(準用)
	・苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)
	・地域等との連携	第166条(準用)	第139条(準用)	第141条(準用)	第140条(準用)
	・事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)
	・会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)
	・記録の整備	第203条	第154条の2	第181条	第194条
	・身体的拘束等の禁止	-	-	第178条	第191条

9-10 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院である指定短期入所療養介護事業所）

サービス種別	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護	
申請者要件	介護医療院の開設者			同左	
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等	
	従業者	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士、栄養士	・利用者を入所者とみなした場合における介護医療院の基準以上		短期入所療養介護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことを持って基準を満たしているとは見なすことができる。
設備基準	・介護医療院施設基準以上				
運営基準	内容	道条例	国省令	道条例	国省令
	・内容及び手続の説明及び同意	第152条(準用)	第125条(準用)	第134条(準用)	第133条(準用)
	・対象者	第192条	第144条	第176条	第189条
	・提供拒否の禁止	第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)
	・サービス提供困難時の対応	第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)
	・受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)
	・要介護認定の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	-	-
	・要支援認定の申請に係る援助	-	-	第13条(準用)	第12条(準用)
	・心身の状況等の把握	第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)
	・指定短期入所生活介護の開始及び終了	第153条②(準用)	第126条②(準用)	第135条②(準用)	第134条②(準用)
	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第16条(準用)	第15条(準用)	-	-
	・介護予防サービス費の支給を受けるための援助	-	-	第16条(準用)	第15条(準用)
	・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	第17条(準用)	第16条(準用)	第17条(準用)	第16条(準用)
	・サービスの提供の記録	第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)
	・利用料等の受領	第193条	第145条	第177条	第190条
	・身体的拘束等の禁止	-	-	第178条	第191条
	・保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)
	・指定短期入所療養介護の取扱方針	第194条	第146条	-	-
	・短期入所療養介護計画の作成	第195条	第147条	-	-
	・指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	-	-	第183条	第196条
	・指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針	-	-	第184条	第197条
	・診療の方針	第196条	第148条	第185条	第198条
	・機能訓練	第197条	第149条	第186条	第199条
	・看護及び医学的管理の下における介護	第198条	第150条	第187条	第200条
	・食事の提供	第199条	第151条	第188条	第201条
	・その他のサービスの提供	第200条	第152条	第189条	第202条
	・利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)
	・管理者の責務	第56条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)	第52条(準用)
	・運営規程	第201条	第153条	第179条	第192条
	・勤務体制の確保等	第108条(準用)	第101条(準用)	第103条(準用)	第102条(準用)
	・定員の遵守	第202条	第154条	第180条	第193条
	・非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)
	・衛生管理等	第144条(準用)	第118条(準用)	第122条(準用)	第121条(準用)
	・掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)
	・秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
	・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)
	・苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)
	・地域等との連携	第166条(準用)	第139条(準用)	第141条(準用)	第140条(準用)
	・事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)
	・会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)
	・記録の整備	第203条	第154条の2	第181条	第194条

9-11 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所）

サービス種別	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護		
申請者要件	介護医療院の開設者			同左		
人員基準	区分	職種・資格	員数	職種・資格、員数等		
	従業者	・ 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士、栄養士	・ 利用者を入所者とみなした場合における介護医療院の基準以上	短期入所療養介護の事業と同一の事業所により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことを持つて基準を満たしていると思ふことができる。		
設備基準	・ ユニット型介護医療院施設基準以上					
運営基準	内容		道条例	国省令	道条例	国省令
	・ 内容及び手続の説明及び同意	第152条(準用)	第125条(準用)	第134条(準用)	第133条(準用)	
・ 対象者	第192条	第144条	第176条(準用)	第189条(準用)		
・ 提供拒否の禁止	第10条(準用)	第9条(準用)	第10条(準用)	第9条(準用)		
・ サービス提供困難時の対応	第11条(準用)	第10条(準用)	第11条(準用)	第10条(準用)		
・ 受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)		
・ 要介護認定の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	-	-		
・ 要支援認定の申請に係る援助	-	-	第13条(準用)	第12条(準用)		
・ 心身の状況等の把握	第14条(準用)	第13条(準用)	第14条(準用)	第13条(準用)		
・ 指定短期入所生活介護の開始及び終了	第153条②(準用)	第126条②(準用)	第135条②(準用)	第134条②(準用)		
・ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第16条(準用)	第15条(準用)				
・ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助			第16条(準用)	第15条(準用)		
・ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	第17条(準用)	第16条(準用)	第17条(準用)	第16条(準用)		
・ サービスの提供の記録	第20条(準用)	第19条(準用)	第20条(準用)	第19条(準用)		
・ 利用料等の受領	第208条	第155条の5	第193条	第206条		
・ 身体的拘束等の禁止	-	-	第178条(準用)	第191条(準用)		
・ 保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)		
・ 指定短期入所療養介護の取扱方針	第209条	第155条の6	-	-		
・ 短期入所療養介護計画の作成	第195条	第147条	-	-		
・ 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	-	-	第183条(準用)	第196条(準用)		
・ 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針	-	-	第184条(準用)	第197条(準用)		
・ 診療の方針	第196条	第148条	第185条(準用)	第198条(準用)		
・ 機能訓練	第197条	第149条	第186条(準用)	第199条(準用)		
・ 看護及び医学的管理の下における介護	第210条	第155条の7	第199条	第212条		
・ 食事	第211条	第155条の8	第200条	第213条		
・ その他のサービスの提供	第212条	第155条の9	第201条	第214条		
・ 利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)		
・ 管理者の責務	第56条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)	第52条(準用)		
・ 運営規程	第213条	第155条の10	第194条	第207条		
・ 勤務体制の確保等	第108条(準用)	第101条(準用)	第195条	第208条		
・ 定員の遵守	第215条	第155条の11	第196条	第209条		
・ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項	-	-	第198条	第211条		
・ 非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)		
・ 衛生管理等	第144条(準用)	第118条(準用)	第122条(準用)	第121条(準用)		
・ 掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)		
・ 秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)		
・ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)		
・ 苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)		
・ 地域等との連携	第166条(準用)	第139条(準用)	第141条(準用)	第140条(準用)		
・ 事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)		
・ 会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)		
・ 記録の整備	第203条	第154条の2	第181条(準用)	第194条(準用)		

10-1 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービス種類	特定施設入居者生活介護		介護予防特定施設入居者生活介護
申請者要件	法人であって、有料老人ホーム、養護老人ホーム又は軽費老人ホームの設置者		同左
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	従業者	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者である利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） 常勤1名以上
		看護師又は准看護師	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者である利用者数に応じて次の員数が必要（常勤換算方法） ～ 30→1名 31～ 80→2名 81～ 130→3名 131～ →4名（50名ごとに1増） 常勤1名以上
		介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 常に1名以上
		機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る） 当該特定施設の他の職務に従事可
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> 専従1名以上 要介護者である利用者の処遇に支障がない場合は当該特定施設における他の職務に従事可 要介護者である利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準 介護支援専門員であること 		
管理者		<ul style="list-style-type: none"> 専従1名 管理上支障がない場合、当該特定施設の他の職務又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 ※ なお、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての事業所の建物で、火災の際に必要な安全性が確保され、かつ、適切な火災の予防及び消火活動を行うことが可能であると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 スフ°リンケラー設備の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備され、円滑な消火活動が可能 避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等による円滑な避難が可能な構造で、かつ、避難訓練の頻繁な実施、又は配置人員を増員等により円滑な避難が可能 		職種、員数・資格等 総利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） 常勤1名以上 総利用者数に応じて次の員数が必要（常勤換算方法） ～ 30→1名 31～ 80→2名 81～ 130→3名 131～ →4名（50名ごとに1増） 常勤1名以上 要介護者の利用者に、要支援1及び要支援2として認定を受けている利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3人又はその端数を増すごとに1名以上必要 特定施設入居者生活介護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしていることとみなすことができる。
	介護居室	<ul style="list-style-type: none"> 居室の定員1人（利用者の処遇上必要と認められる場合2人可） プライバシーの保護に配慮し介護を行える適当な広さ 地階不可 避難口 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・一時介護室 	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な広さ (他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保できる場合は、設けなくても可) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設置 ・非常用設備 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能を発揮し得る適当な広さ 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室 	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な広さ (他に機能訓練を行うための適当な広さを確保できる場合は、設けなくても可) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が車椅子で円滑に移動できることが可能な空間と構造 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 ・上記のほか、建築基準法及び消防法の定める構造設備 				
運営基準	内 容	道条例	国省令	道条例	国省令
	・内容及び手続の説明及び契約の締結等	第221条	第178条	第207条	第234条
	・指定特定施設入所者生活介護の提供の開始等	第222条	第179条	-	-
	・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等	-	-	第208条	第235条
	・受給資格等の確認	第12条(準用)	第11条(準用)	第12条(準用)	第11条(準用)
	・要介護認定の申請に係る援助	第13条(準用)	第12条(準用)	-	-
	・要支援認定の申請に係る援助	-	-	第13条(準用)	第12条(準用)
	・法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	第223条	第180条	第209条	第236条
	・サービスの提供の記録	第224条	第181条	第210条	第237条
	・利用料等の受領	第225条	第182条	第211条	第238条
	・保険給付の請求のための証明書の交付	第22条(準用)	第21条(準用)	第22条(準用)	第21条(準用)
	・指定特定施設入所者生活介護の提供の取扱方針	第226条	第183条	-	-
	・特定施設サービス計画の作成	第227条	第184条	-	-
	・介護	第228条	第185条	第221条	第248条
	・機能訓練	第159条(準用)	第132条(準用)	第148条(準用)	第147条(準用)
	・相談及び援助	第230条	第187条	第223条	第250条
	・利用者の家族との連携等	第231条	第188条	第224条	第251条
	・利用者に関する市町村への通知	第27条(準用)	第26条(準用)	第24条(準用)	第23条(準用)
	・緊急時等の対応	第55条(準用)	第51条(準用)	第53条(準用)	第51条(準用)
	・管理者の責務	第56条(準用)	第52条(準用)	第54条(準用)	第52条(準用)
	・身体的拘束等の禁止	-	-	第212条	第239条
	・運営規程	第232条	第189条	第213条	第240条
	・勤務体制の確保等	第233条	第190条	第214条	第241条
	・非常災害対策	第110条(準用)	第103条(準用)	第105条(準用)	第104条(準用)
	・衛生管理等	第111条(準用)	第104条(準用)	第106条(準用)	第105条(準用)
	・協力医療機関等	第234条	第191条	第215条	第242条
	・掲示	第34条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)	第30条(準用)
	・秘密保持等	第35条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)	第31条(準用)
	・広告	第36条(準用)	第34条(準用)	第33条(準用)	第32条(準用)
	・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条(準用)	第35条(準用)	-	-
	・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	-	-	第34条(準用)	第33条(準用)
	・苦情処理	第38条(準用)	第36条(準用)	第35条(準用)	第34条(準用)
	・地域との連携等	第235条	第191条の2	第216条	第243条
	・事故発生時の対応	第40条(準用)	第37条(準用)	第37条(準用)	第35条(準用)
	・会計の区分	第41条(準用)	第38条(準用)	第38条(準用)	第36条(準用)
	・記録の整備	第236条	第191条の3	第217条	第244条
	・指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本的取扱方針	-	-	第219条	第246条
	・指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針	-	-	第220条	第247条

10-2 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護・外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

サービス種類	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護			外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護
申請者要件	法人であって、有料老人ホーム、軽費老人ホーム及び養護老人ホームの設置者			同左
人員基準	区分	職種	員数・資格等	職種・員数・資格等
	従業者	・生活相談員	・要介護者である利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） ・常勤1名以上	・要介護・要支援者である利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） ・常勤1名以上
		・介護職員	・要介護者である利用者数が10人又はその端数を増すごとに1人以上（常勤換算方法）	・利用者の数が30又はその端数を増すごとに1人以上（常勤換算方法）
		・計画作成担当者	・要介護者である利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準 ・介護支援専門員であること 〔養護老人ホームの事業者が指定を受けようとする場合は、平成21年3月31日までに限り、介護支援専門員ではなくても可。〕	・要介護・要支援者である利用者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準 ・介護支援専門員であること
管理者		・専従1名 〔管理上支障がない場合、当該特定施設の他の職務又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可〕	・専従1名 〔管理上支障がない場合、当該特定施設の他の職務又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可〕	
設備基準	<p>・耐火建築物又は準耐火建築物</p> <p>※ なお、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての事業所の建物で、火災の際の必要な安全性が確保され、かつ、適切な火災の予防及び消火活動を行うことが可能であると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー設備の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造 ・非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備され、円滑な消火活動が可能 ・避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等による円滑な避難が可能な構造で、かつ、避難訓練の頻繁な実施、又は配置人員を増員すること等により円滑な避難が可能 			<p>特定施設入居者生活介護の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
	・介護居室	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の定員1人（利用者の処遇上必要と認められる場合2人可） ・プライバシーの保護に配慮し介護を行える適当な広さ ・地階不可 ・非常通報装置又はこれに代わる設備 		
	・浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所 ・ 居室のある階ごとに設置 ・ 非常用設備 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂 ・ 機能を発揮し得る適当な広さ 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が車椅子で円滑に移動できることが可能な空間と構造 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備 ・ 上記のほか、建築基準法及び消防法の定める構造設備 				
運営基準	内容	道条例	国省令	道条例	国省令
	・ 内容及び手続の説明及び契約の締結等	第243条	第192条の7	第231条	第258条
	・ 受託居宅（介護予防）サービスの提供	第244条	第192条の8	第236条	第263条
	・ 指定特定施設入所者生活介護の提供の開始等	第222条（準用）	第179条（準用）	-	-
	・ 指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供の開始等	-	-	第208条（準用）	第235条（準用）
	・ 受給資格等の確認	第12条（準用）	第11条（準用）	第12条（準用）	第11条（準用）
	・ 要介護認定の申請に係る援助	第13条（準用）	第12条（準用）	-	-
	・ 要支援認定の申請に係る援助	-	-	第13条（準用）	第12条（準用）
	・ 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	第223条（準用）	第180条（準用）	第209条（準用）	第236条（準用）
	・ サービスの提供の記録	第224条（準用）	第181条（準用）	第210条（準用）	第237条（準用）
	・ 利用料等の受領	第225条（準用）	第182条（準用）	第211条（準用）	第238条（準用）
	・ 保険給付の請求のための証明書の交付	第22条（準用）	第21条（準用）	第22条（準用）	第21条（準用）
	・ 指定特定施設入所者生活介護の提供の取扱方針	第226条（準用）	第183条（準用）	-	-
	・ 特定施設サービス計画の作成	第227条（準用）	第184条（準用）	-	-
	・ 相談及び援助	第230条（準用）	第187条（準用）	第223条（準用）	第250条（準用）
	・ 利用者の家族との連携等	第231条（準用）	第188条（準用）	第224条（準用）	第251条（準用）
	・ 利用者に関する市町村への通知	第27条（準用）	第26条（準用）	第24条（準用）	第23条（準用）
	・ 緊急時等の対応	第55条（準用）	第51条（準用）	第53条（準用）	第51条（準用）
	・ 管理者の責務	第56条（準用）	第52条（準用）	第54条（準用）	第52条（準用）
	・ 身体的拘束等の禁止	-	-	第212条（準用）	第239条（準用）
	・ 運営規程	第245条	第192条の9	第232条	第259条
	・ 受託居宅（介護予防）サービス事業者への委託	第246条	第192条の10	第233条	第260条
	・ 勤務体制の確保等	第233条	第190条（準用）	第214条（準用）	第241条（準用）
	・ 非常災害対策	第110条（準用）	第103条（準用）	第105条（準用）	第104条（準用）
	・ 衛生管理等	第111条（準用）	第104条（準用）	第106条（準用）	第105条（準用）
	・ 協力医療機関等	第234条（準用）	第191条（準用）	第215条（準用）	第242条（準用）
	・ 掲示	第34条（準用）	第32条（準用）	第31条（準用）	第30条（準用）
	・ 秘密保持等	第35条（準用）	第33条（準用）	第32条（準用）	第31条（準用）
	・ 広告	第36条（準用）	第34条（準用）	第33条（準用）	第32条（準用）
	・ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第37条（準用）	第35条（準用）	-	-
	・ 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	-	-	第34条（準用）	第33条（準用）
	・ 苦情処理	第38条（準用）	第36条（準用）	第35条（準用）	第34条（準用）
	・ 地域等との連携	第235条（準用）	第191条の2（準用）	第216条（準用）	第243条（準用）
	・ 事故発生時の対応	第39条（準用）	第37条（準用）	第37条（準用）	第35条（準用）
	・ 会計の区分	第41条（準用）	第38条（準用）	第38条（準用）	第36条（準用）
	・ 記録の整備	第247条	第192条の11	第234条	第261条
	・ 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本的取扱方針	-	-	第219条（準用）	第246条（準用）
	・ 指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針	-	-	第220条（準用）	第247条（準用）

1 1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービス種類	福祉用具貸与			介護予防福祉用具貸与	
申請者要件	法人			同左	
人員基準	区分	職種	員数・資格等	職種、員数・資格等	
	従業者	・福祉用具専門相談員 ※1	・2名以上（常勤換算方法） （介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、都道府県知事指定講習修了者）	福祉用具貸与の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすことができる。	
管理者		・常勤専従1名 （管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所、施設等の職務に従事可）			
設備基準	・保管のための設備	・清潔 ・既に消毒又は補修がされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分可能	・保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、設置しなくても可		
	・消毒のための器材	・適切な消毒効果			
運営基準	内容			道条例	国省令
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・介護予防支援事業者等との連携 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅（介護予防）サービス計画等の変更の援助 ・身分を証する書類の携行 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定福祉用具貸与の基本取扱方針 ・指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 ・指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針 ・指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針 ・福祉用具貸与計画の作成 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・適切な研修の機会の確保 ・福祉用具の取扱種目 ・衛生管理等 ・掲示及び目録の備え付け ・秘密保持等 ・広告 ・居宅介護（介護予防）支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第14条（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第253条 第22条（準用） 第254条 第255条 - - 第256条 第27条（準用） 第56条（準用） 第257条 第108条（準用） 第258条 第259条 第260条 第261条 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第41条（準用） 第262条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） 第14条（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第197条 第21条（準用） 第198条 第199条 - - 第199条の2 第26条（準用） 第52条（準用） 第200条 第101条（準用） 第201条 第202条 第203条 第204条 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第204条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） - 第13条（準用） 第14条（準用） - 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第20条（準用） 第242条 第22条（準用） - - 第250条 第251条 第252条 第24条（準用） 第54条（準用） 第243条 第103条（準用） 第244条 第245条 第246条 第247条 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第248条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） - 第12条（準用） 第13条（準用） - 第14条（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第269条 第21条（準用） - - 第277条 第278条 第278条の2 第23条（準用） 第52条（準用） 第270条 第102条（準用） 第271条 第272条 第273条 第274条 第31条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第275条

※1 次に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と一体的に運営される場合については、各事業の基準で規定する、福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、福祉用具貸与で規定する福祉用具専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。（設備及び備品等についても同様）

- ・ 指定特定福祉用具販売事業者
- ・ 指定特定介護予防福祉用具販売事業者

1 2 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

サービス種類	特定福祉用具販売			特定介護予防福祉用具販売		
申請者要件	法人			同左		
人員基準	区分	職種	員数・資格	職種、員数・資格等		
	従業者	・福祉用具専門相談員 ※1	・2名以上（常勤換算方法） 〔介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、養成研修修了者〔介護職員基礎研修課程・訪問介護員養成研修（1級・2級課程修了者）〕、都道府県知事指定講習修了者〕	特定福祉用具販売の事業と同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、左に掲げる人員、設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすことができる。		
管理者		・常勤専従1名 〔管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することが可能〕				
設備基準 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さの区画を有すること ・特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること 					
運営基準	内容			道条例	国省令	
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・身分を証する書類の携行 ・利用者に関する市町村への通知 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・広告 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・管理者の責務 ・勤務体制の確保等 ・指定福祉用具販売の基本取扱方針 ・指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針 ・指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針 ・指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針 ・特定福祉用具販売計画の作成 ・特定介護予防福祉用具販売計画の作成 ・運営規程 ・適切な研修の機会の確保 ・福祉用具の取扱種目 ・掲示及び目録の備え付け ・サービス提供の記録 ・販売費用の額等の受領 ・保険給付の申請に必要な書類等の交付 ・記録の整備 			<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） 第13条（準用） — 第14条（準用） 第15条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第27条（準用） 第32条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第56条（準用） 第108条（準用） 第254条（準用） 第273条 — 第274条 第257条（準用） 第258条（準用） 第259条（準用） 第261条（準用） 第270条 第271条 第272条 第275条 	<ul style="list-style-type: none"> 第8条（準用） 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） — 第13条（準用） 第14条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第26条（準用） 第31条（準用） 第33条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第52条（準用） 第101条（準用） 第198条（準用） 第214条 — 第214条の2 第200条（準用） 第201条（準用） 第202条（準用） 第204条（準用） 第211条 第212条 第213条 第215条 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条（準用） 第10条（準用） 第11条（準用） 第12条（準用） — 第13条（準用） 第14条（準用） 第15条（準用） 第17条（準用） 第18条（準用） 第19条（準用） 第24条（準用） 第30条（準用） 第32条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 第54条（準用） 第103条（準用） — — 第264条 第265条 — 第266条 第243条（準用） 第244条（準用） 第245条（準用） 第247条（準用） 第259条 第260条 第261条 第262条

※1 次に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と一体的に運営される場合については、各事業の基準で規定する、福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、特定福祉用具販売で規定する福祉用具専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。（設備及び備品等についても同様。）

- ・指定福祉用具貸与事業者
- ・指定介護予防福祉用具貸与事業者